

# 伊勢崎市下水道事業経営戦略（案）

（令和 5（2023）年度～令和 14（2032）年度）

令和 5 年 3 月

令和 8 年 9 月改定（予定）

群 馬 県 伊 勢 崎 市



## 経営戦略のみなおしにあたって

下水道事業(公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業)の中長期的な視野に基づく計画的な経営に取組み、事業の効率化、経営の健全化により経営基盤の強化を図るため、平成30年度に「伊勢崎市下水道事業経営戦略」を策定しました。また、令和4年度に最新の社会経済状況の動向や地方公営企業法の適用に対応し、将来にわたって安定的に事業を継続するため、経営戦略の改定を行いました。

経営戦略は、計画期間中の事業実績を検証し、より質の高い経営戦略となるよう、概ね4年に1回の見直しを行うこととしており、今回は、令和6年度までの実績と前回の改定後に策定されたストックマネジメント計画を反映、また現在の社会情勢を踏まえた試算を行うなどの計画内容の見直しを行いました。

このため、事業概要については、直近の実績値である令和6年度の数値となっており、各種グラフ等の値についても、令和6年までは実績値、令和7年度以降は推計値となっております。

### 目次 1/2

## 【公共下水道事業経営戦略】

1. 事業概要	
(1) 事業の現況	… P. 1 ～ P. 2
(2) 民間活力の活用等	… P. 2
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	… P. 3
2. 将来の事業環境	
(1) 処理区域内人口の予測	… P. 3
(2) 有収水量の予測	… P. 4
(3) 使用料収入の見通し	… P. 4
(4) 施設の見通し	… P. 5
(5) 組織の見通し	… P. 5
3. 経営の基本方針	… P. 6 ～ P. 7
4. 投資・財政計画(収支計画)	
(1) 投資・財政計画(収支計画)	… P. 8
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	… P. 8 ～ P. 10
(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定 の取組の概要	… P. 10 ～ P. 11
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	… P. 11
参考 今回の経営戦略の改定後と改定前の投資計画の比較	… P. 11
・ 経営比較分析表(別紙①)	… P. 12 ～ P. 13
・ 収支シミュレーション(別紙②、③)	… P. 14 ～ P. 17
・ 原価計算表	… P. 18

## 【農業集落排水事業経営戦略】

1. 事業概要	
(1) 事業の現況	… P. 19 ~ P. 20
(2) 民間活力の活用等	… P. 20
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	… P. 21
2. 将来の事業環境	
(1) 処理区域内人口の予測	… P. 21
(2) 有収水量の予測	… P. 22
(3) 使用料収入の見通し	… P. 22
(4) 施設の見通し	… P. 23
(5) 組織の見通し	… P. 23
3. 経営の基本方針	… P. 24 ~ P. 25
4. 投資・財政計画（収支計画）	
(1) 投資・財政計画（収支計画）	… P. 26
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	… P. 26 ~ P. 27
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定 の取組の概要	… P. 28
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	… P. 28
参考 今回の経営戦略の改定後と改定前の投資計画の比較	… P. 29
・経営比較分析表（別紙④）	… P. 30 ~ P. 31
・収支シミュレーション（別紙⑤、⑥）	… P. 32 ~ P. 35
・原価計算表	… P. 36

## 【特定地域生活排水処理事業経営戦略】

1. 事業概要	
(1) 事業の現況	… P. 37 ~ P. 38
(2) 民間活力の活用等	… P. 38
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	… P. 39
2. 将来の事業環境	
(1) 処理区域内人口の予測	… P. 39
(2) 有収水量の予測	… P. 40
(3) 使用料収入の見通し	… P. 40
(4) 施設の見通し	… P. 40
(5) 組織の見通し	… P. 40
3. 経営の基本方針	… P. 41 ~ P. 42
4. 投資・財政計画（収支計画）	
(1) 投資・財政計画（収支計画）	… P. 43
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	… P. 43 ~ P. 44
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定 の取組の概要	… P. 45
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	… P. 45
参考 今回の経営戦略の改定後と改定前の投資計画の比較	… P. 45
・経営比較分析表（別紙⑦）	… P. 46 ~ P. 47
・収支シミュレーション（別紙⑧、⑨）	… P. 48 ~ P. 51
・原価計算表	… P. 52
・用語集（*1 ~ *37）	… P. 53 ~ P. 56

# 伊勢崎市公共下水道事業経営戦略(案)

団 体 名 : 伊勢崎市

事 業 名 : 公共下水道事業(\*1)

策 定 日 : 令和 5 年 3 月

改 定 日 : 令和 8 年 9 月 (予定)

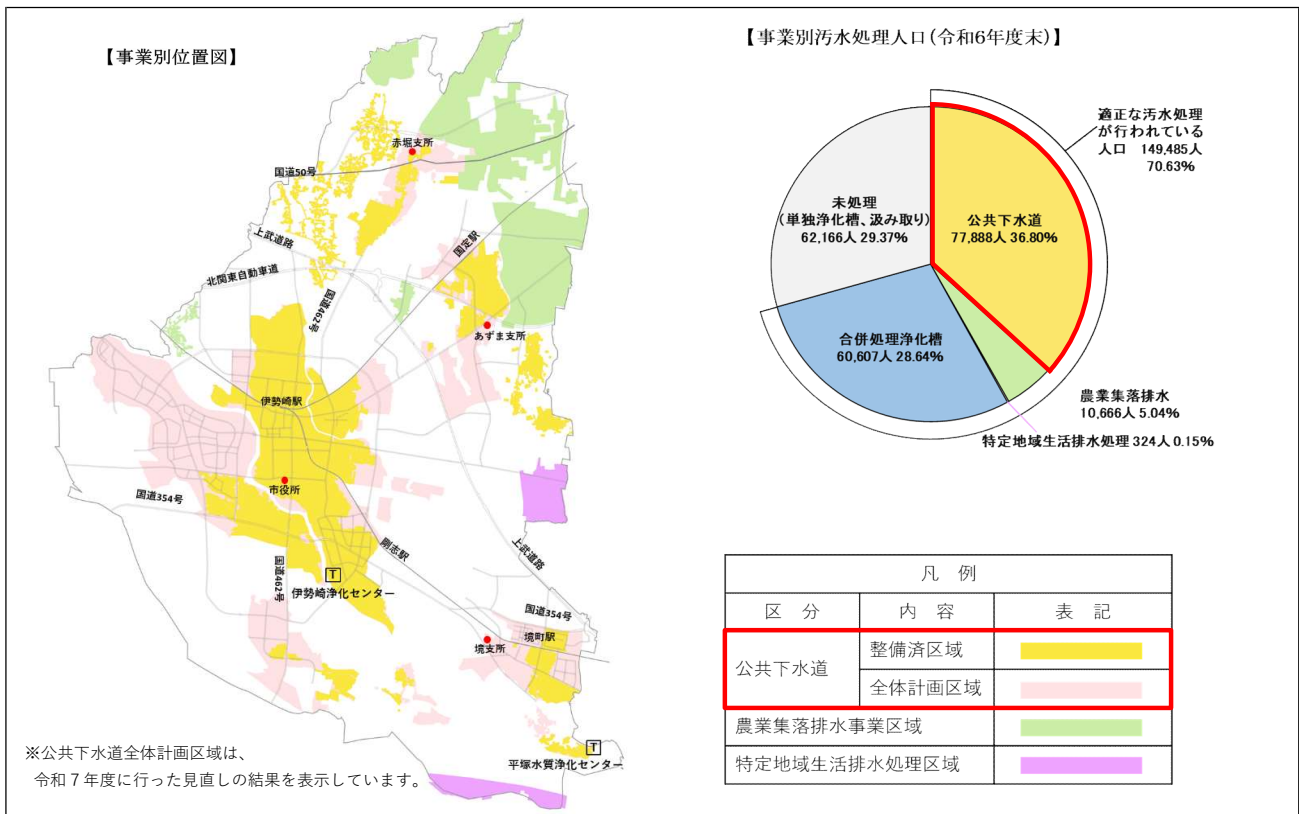
計 画 期 間 : 令和 5 年度 ~ 令和 14 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和52年10月1日 (48年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分(*4)	全部適用 (令和2年4月1日)
処理区域内 人口密度(*7)	41.3(人/ha) [R6決算]	流域下水道等 への接続の有無(*9)	有
処理区数	2処理区 (市が事業主体となって終末処理場を管理する単独公共下水道(伊勢崎処理区)及び県が管理する終末処理場に下水を流す流域関連公共下水道(佐波処理区))		
処理場(*8)数	2処理場 (伊勢崎浄化センター(伊勢崎処理区)及び平塚水質浄化センター(佐波処理区))		
広域化・共同化・ 最適化実施状況(*12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域化については、市町村合併時に下水道事業等の統合を行い、その後、流域下水道への接続を進め、処理区域を拡大しています。</li> <li>・最適化については、農業集落排水事業の処理施設を統廃合し、公共下水道事業への編入を進めています。</li> </ul>		



## ② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方 (*13)</p>	<p>[一般用] ○計算式 ・使用料(税込)=(基本料+排水した汚水量×使用料単価)×1.1 ※ 1円未満の端数が生じたときは切り捨て ○考え方 ・基本使用料に従量使用料を加えた、二部使用料制 ・基本使用料には基本水量はなし ・従量使用料は、使用水量の増加に伴い使用料の単価が高くなる 累進使用料制を採用 令和6年度に使用料改定実施</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R6年度から</th> <th>R6年度以前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料(1か月あたり)</td> <td>700円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>従量使用料(1㎡につき)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1~10㎡まで</td> <td>58円</td> <td>53円</td> </tr> <tr> <td>11~25㎡まで</td> <td>95円</td> <td>93円</td> </tr> <tr> <td>26~50㎡まで</td> <td>106円</td> <td>106円</td> </tr> <tr> <td>51~250㎡まで</td> <td>109円</td> <td>109円</td> </tr> <tr> <td>251㎡~</td> <td>113円</td> <td>113円</td> </tr> </tbody> </table>		R6年度から	R6年度以前	基本使用料(1か月あたり)	700円	450円	従量使用料(1㎡につき)			1~10㎡まで	58円	53円	11~25㎡まで	95円	93円	26~50㎡まで	106円	106円	51~250㎡まで	109円	109円	251㎡~	113円	113円
	R6年度から	R6年度以前																								
基本使用料(1か月あたり)	700円	450円																								
従量使用料(1㎡につき)																										
1~10㎡まで	58円	53円																								
11~25㎡まで	95円	93円																								
26~50㎡まで	106円	106円																								
51~250㎡まで	109円	109円																								
251㎡~	113円	113円																								
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>一般用に含まれる</p>																									
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p>[公衆浴場用] ○考え方と計算式は、一般用に同じ 令和6年度使用料改定では、従前の使用料を据置</p> <p>[臨時用] ○考え方と計算式は一般用に同じ</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R6年度から</th> <th>R6年度以前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料(1か月あたり)</td> <td>450円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>従量使用料(1㎡につき)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1~200㎡まで</td> <td>30円</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>201㎡~</td> <td>50円</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R6年度から</th> <th>R6年度以前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料(1か月あたり)</td> <td>700円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>従量使用料(1㎡につき)</td> <td>260円</td> <td>260円</td> </tr> </tbody> </table>		R6年度から	R6年度以前	基本使用料(1か月あたり)	450円	450円	従量使用料(1㎡につき)			1~200㎡まで	30円	30円	201㎡~	50円	50円		R6年度から	R6年度以前	基本使用料(1か月あたり)	700円	450円	従量使用料(1㎡につき)	260円	260円
	R6年度から	R6年度以前																								
基本使用料(1か月あたり)	450円	450円																								
従量使用料(1㎡につき)																										
1~200㎡まで	30円	30円																								
201㎡~	50円	50円																								
	R6年度から	R6年度以前																								
基本使用料(1か月あたり)	700円	450円																								
従量使用料(1㎡につき)	260円	260円																								
<p>条例上の使用料(*18) (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和6年度</td> <td>2,453円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>2,101円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2,101円</td> </tr> </table>	令和6年度	2,453円	令和5年度	2,101円	令和4年度	2,101円	<p>実質的な使用料(*19) (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和6年度</td> <td>2,561円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>2,281円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2,276円</td> </tr> </table>	令和6年度	2,561円	令和5年度	2,281円	令和4年度	2,276円											
令和6年度	2,453円																									
令和5年度	2,101円																									
令和4年度	2,101円																									
令和6年度	2,561円																									
令和5年度	2,281円																									
令和4年度	2,276円																									

## ③ 組織

<p>職員数</p>	<p>23人(損益勘定職員(*21) 17人、資本勘定職員(*22) 6人)</p>	
<p>事業運営組織</p>		<p>令和2年度に水道局と都市計画部の下水道関連2課を統合し、上下水道局として水道事業と下水道事業を一括して運営する組織体制としました。 また、令和5年度に雨水関連施設の維持管理を担当するため治水課を設置しました。 ※治水課職員は、建設部治水課の職員が併任しており、人件費は一般会計が負担しています。</p>

### (2) 民間活力の活用等

<p>民間活用の状況</p>	<p>ア 民間委託 (包括的民間委託(*23)を含む)</p> <p>イ 指定管理者制度(*24)</p> <p>ウ PPP・PFI(*25)</p>	<p>主なもの:処理場運転管理、脱水汚泥処理、施設点検保守管理、除草樹木管理、工事設計、水質分析、施設清掃</p> <p>なし</p> <p>なし</p>
<p>資産活用の状況</p>	<p>ア エネルギー利用(*26) (下水熱・下水汚泥・発電等)</p> <p>イ 土地・施設等利用(*28) (未利用土地・施設の活用等)</p>	<p>バイオマス発電設備(*27)(伊勢崎浄化センター)</p> <p>なし</p>

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

令和6年度 経営比較分析表 別紙①(P. 12～13)のとおり

## 2. 将来の事業環境

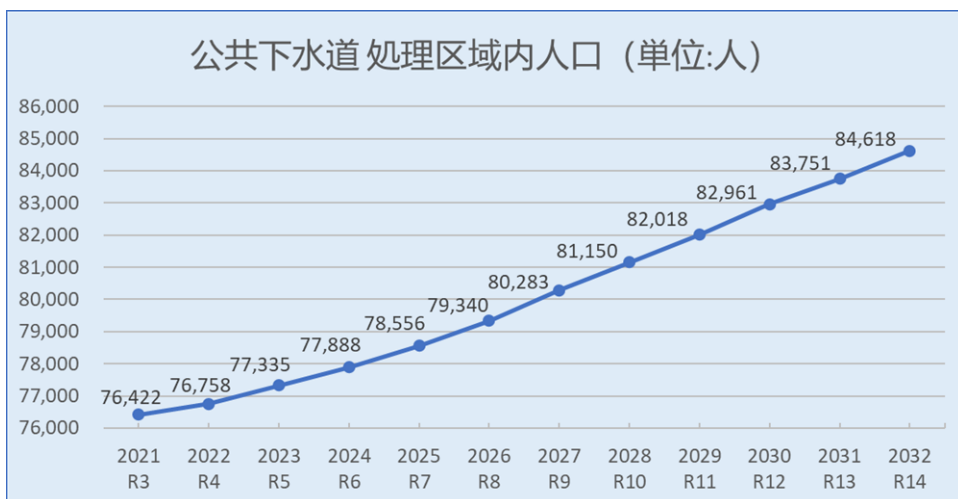
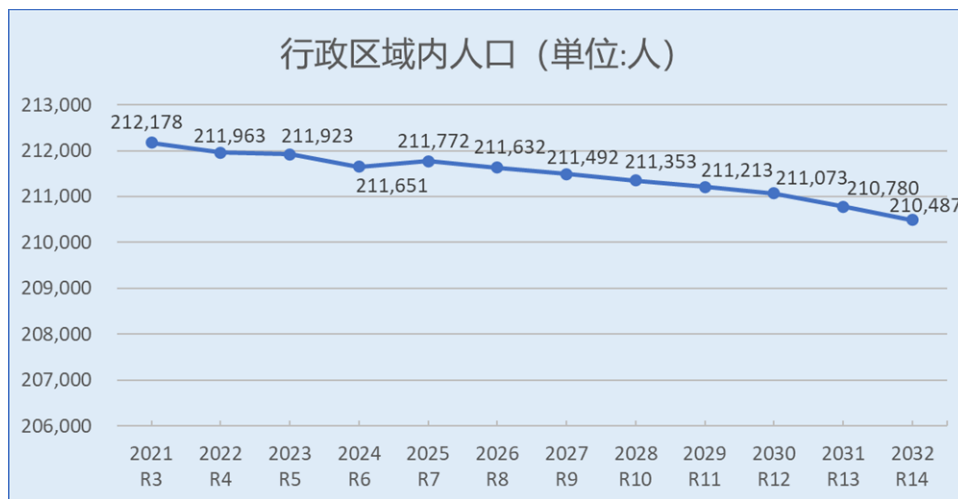
### (1) 処理区域内人口の予測

本市の行政区域内人口(\*29)の見通しは、伊勢崎市人口ビジョン(\*30)における人口の将来展望を基本としています。

行政区域内人口は、令和6(2024)年度までの決算値でも減少傾向にありますが、その後も減少していくと予測されます。一方、処理区域内人口については、下水道の処理区域を拡大していくことから、緩やかに増加していくと見込んでいます。

推計にあたっては、次の事項を考慮しています。

- ・ 下水道が既に使用されている区域では、行政区域内人口の減少を反映させています。
- ・ 今後の下水道の新規整備により、新たに下水道へ接続できる人の増加を見込んでいます。

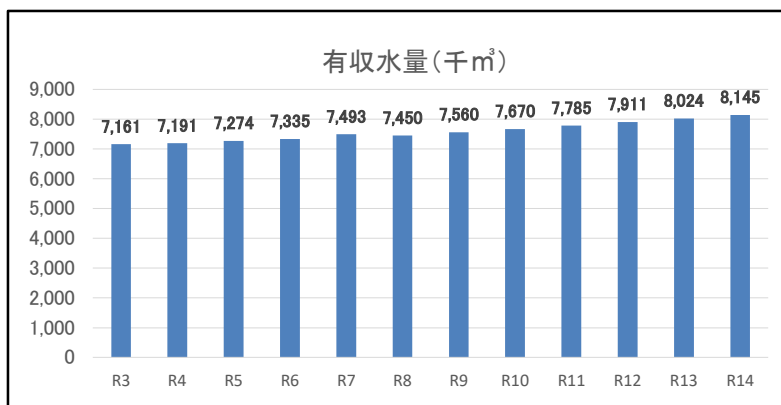


## (2) 有収水量の予測

行政区域内人口は減少傾向にあります。有収水量は下水道の新規整備を推進することにより、緩やかに増加していくものと予測しています。

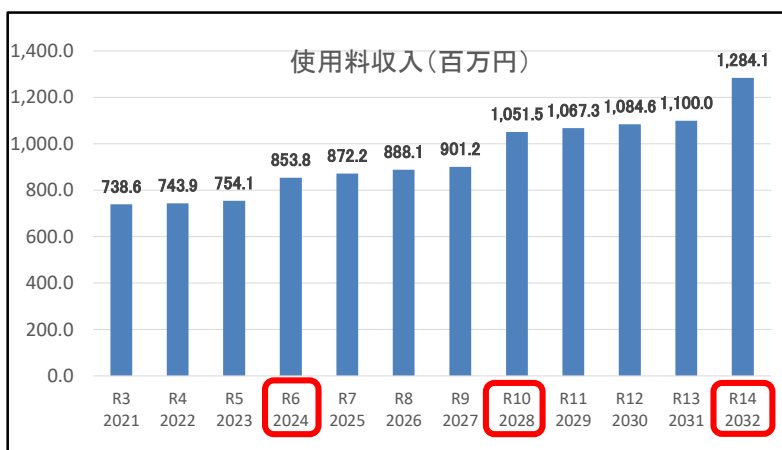
有収水量の推計にあたっては、次の事項を考慮しています。

- ・ 既に施設の建設が完了し下水道の使用が行われている区域については、昨今の節水傾向や行政区域内人口の減少傾向を見込んでいます。
- ・ 下水道の使用が行われている区域内で、未だ下水道へ接続していない箇所は、下水道への転換(水洗化)による使用水量の増加を見込んでいます。
- ・ 今後の下水道の新規整備により、新たに下水道へ接続する人が増加することに伴う使用水量の増加を見込んでいます。



## (3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、前述の「(1)処理区域内人口予測」と「(2)有収水量の予測」を反映し、増加すると見込んでいます。財政の健全化を図り、使用料水準を適正化していくため、令和6年度に実施した使用料改定に続き、今後、10年度、14年度に各15%の使用料改定を行うことが必要です。



使用料は、令和6年度に改定を実施。10、14年度に改定を行うことを見込んでいます。

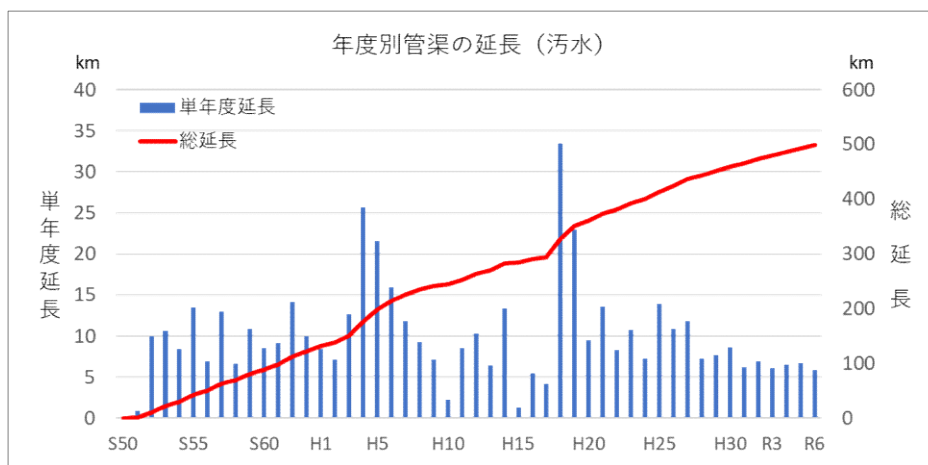
#### (4) 施設の見直し

##### ア 既存施設の状況

本事業は、昭和52年度に供用を開始してから既に48年が経過しています。  
所有する資産のほとんどは、管渠、終末処理場及びポンプ場の土木施設と、終末処理場やポンプ場に設置している電気機械設備で構成されています。  
それらの法定耐用年数は、法令上、土木施設が概ね50年、電気機械設備が15～20年となっており、管渠や処理場・ポンプ場等の老朽化の進行が課題となっています。  
今後は、耐用年数の短い電気機械設備の計画的かつ着実な更新が必要であり、今後は事業開始当初に取得した土木施設が更新時期を迎えることから、施設の維持管理に要する経費、更新や改築に要する費用の増加は不可避のものとなっています。

##### イ 老朽化対策(ストックマネジメント計画(\*32)の推進)

既存施設の状況を的確に把握したうえで、計画的・効率的な維持管理、改築・更新を行います。現行の第2期ストックマネジメント計画では、令和6(2024)年から令和10(2028)年度を計画期間とし、約21億円を投じて主に伊勢崎浄化センターの水処理施設の改築・更新を実施しています。  
今回の経営戦略では、令和11(2029)年から令和14(2032)年度は年度当たり約4.6億円を投じて施設の老朽化対策を実施していきます。今後は、次期ストックマネジメント計画を策定し、他事業とのバランスを考慮するとともに、実施対象施設に優先順位をつけて効率的な維持管理、改築・更新を行っていきます。



##### ウ 耐震対策

終末処理場とポンプ場は、現行の耐震設計基準において耐震性能に不足がある状態が確認されており、大規模地震に備え、施設の補修と改築更新を連係させ、効率的かつ計画的な耐震補強工事を行います。上記のストックマネジメント計画との連動により、耐震対策を推進していきます。

##### エ 雨水対策

気候変動に伴う豪雨災害の多発傾向を受けて、浸水被害想定区域に対して計画的に雨水対策を進めていきます。

#### (5) 組織の見直し

令和2年度に地方公営企業法の適用を開始したことを機に、水道局と都市計画部の下水道関連2課を統合し、上下水道局として水道事業と下水道事業を一括して運営する体制が整えられ、令和5年度に雨水関連施設の維持管理を担当するため治水課を設置し、現在に至っています。

下水道事業は、今後も普及率を高めるための建設投資は維持しつつも、効率的な事業運営を進めていくことが必要であり、また、災害時の対応力も維持・向上する必要もあるなど、組織力の維持強化は重要です。

市組織全体においても職員の高齢化・ベテラン職員の退職が進む一方で、若年層の職員の確保が容易ではない状況にあります。長期的視点で人材確保を進め世代構成を適正化するとともに、上下水道事業で培ってきた知識とノウハウを共有するだけでなく、これらを組織的に継承し、向上させる取り組みを続けます。

今後も組織全体の業務の進め方について常に点検を行い、適宜必要な業務改善を行いながら、経営基盤の強化を進めていきます。

### 3. 経営の基本方針

下水道事業を取り巻く課題に対処し市総合計画に掲げる「適切な生活排水処理の推進」を目指す「持続可能な事業運営」の観点に基づいた以下の基本方針とそれを具体化するための関連計画/事業に取り組めます。

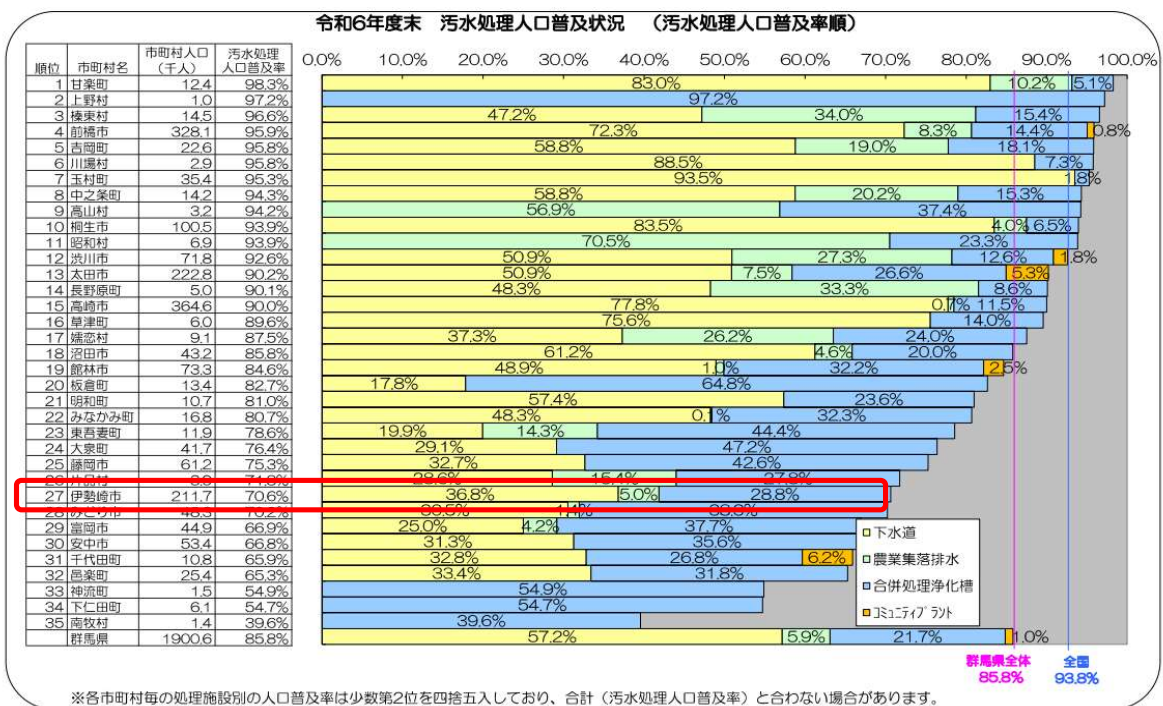
#### (1) 適切な生活排水処理の推進

- 地域に適した効率的な汚水処理の推進による汚水処理人口普及率(※33)の向上
- 河川や水路などの水質保全、生活環境の改善

#### 【解説】

河川や水路などの水質保全、生活環境の向上を進めていくためには、公共下水道等による生活排水処理を的確に進めていくことが必要です。しかし、本市の汚水処理人口普及率は群馬県内や全国の平均と比較し依然として低い状況にあるため、普及率の向上が重要課題です。

公共下水道は計画区域が広範囲であるため、整備完了まで相当の費用と期間を要しますが、管渠整備に加え、下水道に接続されていない方の単独処理浄化槽、汲み取り槽から公共下水道への接続促進に努めるとともに、下水道処理区域の再編等による地域に適した効率的な生活排水処理方法を検討しつつ、合併処理浄化槽(個人設置型)への転換と合わせて「汚水処理基本計画」に示した **令和23(2041)年度末の汚水処理人口普及率約90%** を目指していきます。



出典：群馬県HP 下水道処理人口普及状況(汚水処理人口普及率順)(pref.gunma.jp)

#### (2) 汚水処理の適切な機能継続と維持管理の実施

- 汚水処理施設の適切な維持管理による機能継続
- ストックマネジメント計画に基づく補修、更新の実施
- 施設更新等に併せた効率的な耐震化対策の実施

#### 【解説】

周辺他市町村で既に始まっていた人口減少傾向が、本市でも令和元年度から顕在化しています。今後、人口減少や節水型の生活様式が定着していくこと等に伴い、施設整備の進捗による使用料収入の伸びが鈍化していきます。一方で、今後は施設の維持管理に加え、老朽化対策や地震対策を進めていくための更新経費の増加が見込まれます。

これらのことから、ストックマネジメント計画を段階的に拡大していくとともに、施設の再構築等の検討を踏まえ、効率的な施設更新を進め、適切な機能継続と維持管理を図る必要があります。

### (3) 雨水対策事業の実施

○優先度の高い地域から計画的に雨水施設整備の実施

#### 【解説】

市街地などの住宅地の浸水被害を防止・軽減するため、雨水幹線等の整備を推進することにより、快適で安全な生活環境の実現を図ります。公共下水道の雨水事業計画区域において、緊急性の高い区域から雨水幹線等の整備を行っていきます。また、道路整備事業などの他事業との連携も進めていきます。  
 なお、雨水対策に関する費用は、公費負担（一般会計からの基準内繰入金）です。

### (4) 持続可能な事業運営の実現

○財政健全化のための取組の推進

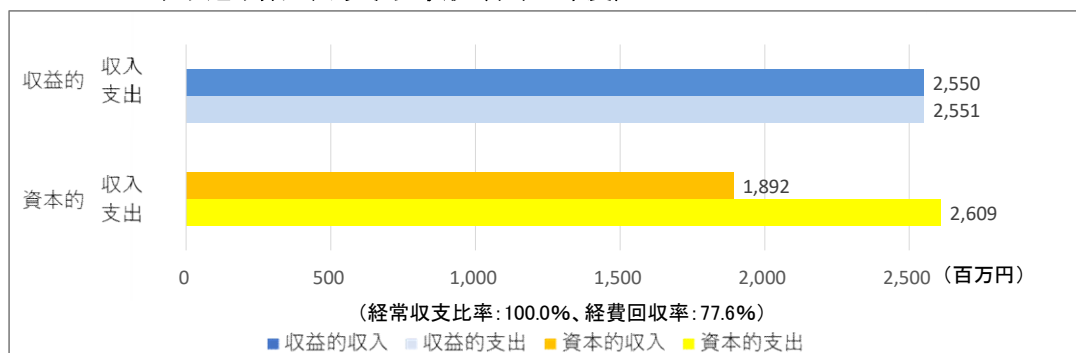
#### 【解説】

前述のように使用料収入の伸びが鈍化していく一方で、事業を支える使用料は、令和6年度使用料改定を実施したもの、全国平均と比べても低い水準にあります。現在の財政状況では、使用料収入で全ての事業支出を賄うことが困難なことから、一般会計からの基準外繰入金（基準外繰入金の一部には、下水道整備区域外の市民の税金を含む）を受けることで財政を維持している状況にあります。

使用料改定を実施した直近の令和6年度決算の経常収支比率(\*34)は、100.0%となり健全経営の水準とされる100%と同等な状態ですが、経費回収率(\*35)は77.6%となり依然として100%を下回っており、本来使用料収入で賄う必要がある汚水処理経費を使用料収入だけでは賄うことができていない状況です。このような状況を改善し、適正な財政収支構造とするよう取り組んでいくことが今後も必要です。

本市の公共下水道事業は、令和2年度から地方公営企業法を適用し、企業会計方式による事業運営に移行したことで、財政収支構造や資産・負債・資本の関係を明確にして解決すべき課題を抽出し、経営の効率化・財政の健全化を進めています。これに合わせて適正な使用料水準の在り方を検討し、具体的な手続きとその作業スケジュール等の検討を進め、本事業の経費回収が適正に行える使用料へ改定していくことが必要です。

公共下水道事業の財政収支状況(令和6年度)



(注意) 収益的収入・支出は、消費税抜きで作成される、「別紙(法適・収益)」と対応しているため消費税抜きの表記となっています。資本的収入・支出は消費税込みで作成される「別紙(法適・資本)」と対応しているため、税込み表記となっています。

健全な財政状況を確保しつつ、着実かつ効率的で計画的な事業の執行が行われるよう、以下の管理指標を定め、事業の進行管理を行います。

#### 【計画に基づく主な指標/目標値】

指標名	実績値 R6年度	目標値 R14年度	望ましい 方向	解説
汚水処理人口普及率	70.6%	78.8%	➡	汚水処理施設を利用することができる市民の割合令和23年度末で概ね90%に達することを目指す。
農業集落排水の施設数 (統廃合の推進)	8施設	7施設	➡	農業集落排水事業の処理施設を統廃合し、公共下水道事業への編入を進める。

農業集落排水施設の公共下水道事業への編入については、県の広域化・共同化汚水処理計画に基づき令和14年度までに三郷地区の編入を計画しています。残りの農業集落排水施設については効果等を検証し、令和14年度以降に編入の可否について検討することとしています。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

##### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙②、③(P. 14～17)のとおり

本計画に基づき算出した主な経営指標は、以下のとおりです。

〔経営指標〕

指標名	現状値 R6年度	目標値		望ましい 方向	解説
		R9年度	R14年度		
経常収支比率 (%)	100.0	100.1	104.5	➡	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標
経費回収率 (%)	77.6	79.5	105.1	➡	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能。
使用料単価 (円)	116.4	119.0	157.7	➡	有収水量(使用料をいただいている排水量)1㎡あたりの使用料収入であり、使用料の水準を表す指標
汚水処理原価 (円)	150.0	150.0	150.0	↘	有収水量1㎡あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標
施設利用率 (%)	66.7	76.3	82.2	➡	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合、施設利用状況や適正規模の判断指標
水洗化率 (%)	89.6	88.6	90.5	➡	現在処理区域内人口のうち、実際に排水設備等を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標

##### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

###### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和23(2041)年度末までに汚水処理人口普及率 約90%を達成できるよう、下水道整備を推進します。このため人口密度の高い市街化区域の管渠整備へ集中的な投資を行います。</li> <li>老朽化した下水道施設の更新を、効率的に推進します。</li> <li>局地的な大雨の発生に対応できるよう、雨水整備(浸水対策)を推進します。</li> </ul>
-----	---

河川や水路などの水質保全、生活環境の向上を進めていくために、施設の整備を的確に進めるとともに、老朽化した施設の更新改良を進めていく必要があります。このための建設改良費として令和5から14年度までの10年間で約185.0億円(年平均18.5億円)を計上しています。

###### ア 下水道汚水管整備(普及拡大) 97.5億円

下水道事業は本市の均衡ある発展に寄与する社会基盤であり、今後も汚水処理人口普及率を向上させていく必要があります。このため計画区域内の特に人口密度の高い市街化区域への管渠整備を集中的に実施するとともに、県が推奨する下水道と合併処理浄化槽のベストミックス(汚水処理の適正化)を推進し、汚水処理人口普及率の向上を図ります。

令和9年度以降は、建設投資の財源となっている国の未普及解消にかかる交付金制度の存続が不透明な状況にあります。公共下水道の普及拡大は、本市の衛生的で健全な街づくりや、公共用水域の水質保全に寄与するものであり、交付金制度に過度に依存せず、継続して整備を推進していきます。なお、収入が見込めない可能性のある交付金相当額については、企業債を財源として充当することを見込んでいます。

###### イ 流域下水道建設負担金(普及拡大) 18.3億円

本市は県の流域下水道に接続し、市内で発生する汚水の一部を、県が建設した平塚水質浄化センターで処理しています。流域下水道の施設建設に掛かる費用の本市相当分を、流域下水道建設負担金として県に支出します。

###### ウ 既存設備の更新(ストックマネジメント事業) 45.7億円

伊勢崎浄化センターの設備更新は、主に揚水施設・消毒施設を対象とする第1期ストックマネジメント計画(R1～5)と、水処理施設を主な対象施設として新たに策定した第2期ストックマネジメント計画(R6～10)に沿って進めていきます。なお、耐震補強工事も連動して実施していきます。

また、対象施設を拡大した第3期ストックマネジメント計画(R11～15)を策定し、次期経営戦略へ反映させていただきます。

## エ 雨水対策の実施(雨水排水管等整備) 23.4億円

雨水による浸水対策として、下水道整備区域内における雨水排水管の整備を、上下水道局が行います。その財源は一般会計が負担することになっており、毎年度、雨水対策に掛かる費用(減価償却費等)を基準として負担額を算定し、本事業会計の収入として繰り入れられます。

## オ その他 0.1億円

施設整備に際し、用地を取得します。

## ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>使用料単価を現在の116.4円/m<sup>3</sup>から、国の通知「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」及びその留意事項に示されている要件(使用料単価150円/m<sup>3</sup>)を目標にした取組を、積極的に実施していくことが求められています。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 人口減少や節水型社会に耐え得る健全な経営基盤を構築し、その事業目的を達成することができる具体的な取組及び、その実施時期を踏まえた業績目標を、本経営戦略中で設定し実行していきます。</li><li>・ 収入構成において、一般会計からの基準外繰入金に大きく依存している現状を改善するため、経費回収が適正に行える使用料水準の在り方等を検討し、具体的な投資・財政計画を作成し実行していきます。</li><li>・ 本計画では、令和6(2024)年度に実施した使用料改定に続き、10(2028)、14(2032)年度にそれぞれ15%の使用料改定を見込み、これにより使用料単価や経費回収率を改善していきます。</li></ul>
-----	---

本事業は、令和2年度に地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行しました。今回の経営戦略は、投資・財政計画の期間を令和5から14年度までの10年間と設定し、全期間を通して企業会計方式により計画しています。

## ア 使用料収入 98.6億円

- ・ 既に下水道が使用されている区域については、人口減少傾向を考慮して緩やかに減収すると見込んでいます。
- ・ 今後、下水道の施設整備を進める区域については、新たに使用者が増えることで増収を見込んでいます。
- ・ 既に下水道が整備されている区域において、下水道に未だ接続されていない箇所は、年3%程度の下水道への転換(水洗化)を見込んでいます。
- ・ 今回は財政の健全化を図るとともに収支均衡を確保するため、使用料改定(改定時期は令和6(実施済み)、10、14年度、改定率は各15%)を見込み、試算しています。

## イ 企業債 142.1億円

- ・ 前述の投資(下水道普及拡大、流域下水道建設負担金、既存施設の更新、雨水対策等)に充当する財源として、企業債を発行します。(128.3億円)
- ・ 下水道整備に係る世代間負担の公平を図るため、資本費平準化債(\*36)を継続して発行します。(13.8億円)

## ウ 国庫補助金 34.0億円

- ・ 下水道整備に対し国から交付される補助金を、計画的に確保していきます。

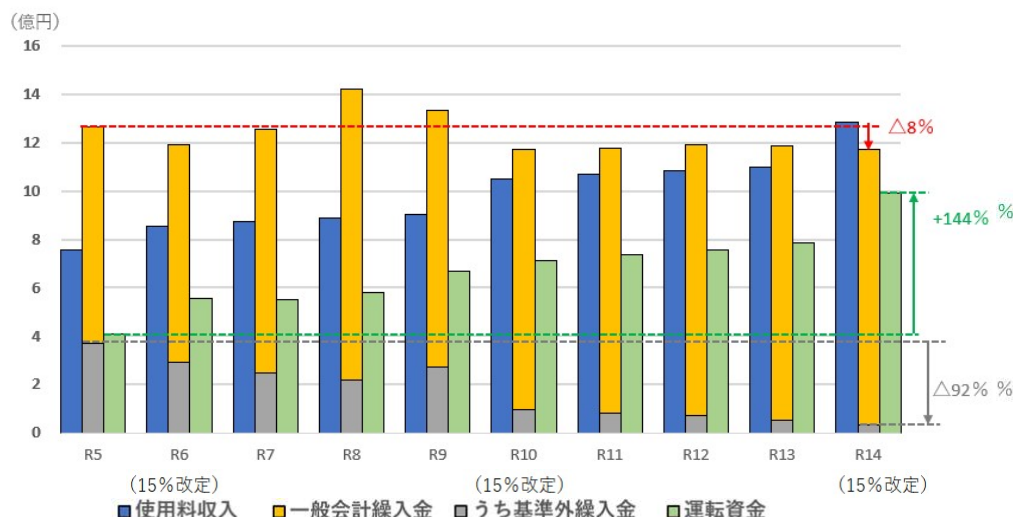
## エ 一般会計繰入金(\*37) 123.6億円(収益的収入:105.9億円、資本的収入:17.7億円)

- ・ 基準内繰入金については、国の通知「地方公営企業繰出金について」により、雨水処理に要する経費や不明水に要する経費等の繰出基準に基づいて算定した金額を、一般会計から繰り入れます。
- ・ 基準外繰入金については、事業経営に伴う収入で賄うことができないと見込まれる汚水資本費(元金償還金を含む)及び汚水維持管理費、建設改良等に対して、一般会計から繰り入れます。財政の健全化を図るとともに自主財源を確保するため、使用料の増収に合わせ基準外繰入金の規模を縮小させる計画としています。
- ・ これにより、一般会計からの繰入金総額は、令和14年度までに、令和5年度に比べて約8%減少し、そのうち基準外繰入金は約92%減少していきます。

## オ 運転資金

今回、財政収支構造の改善に取り組むことで、令和14年度末の運転資金は、令和5年度に比べて約144%増加する見込みであり、経営が安定し円滑な事業運営が出来るようになります。

〈財政計画〉



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

各種経費の計上について

昨今の物価上昇を反映させるため、修繕費・工事請負費・委託料等について過去5年(令和2年から6年)の平均に中長期の経済財政に関する試算の物価上昇率を乗じた経費を見込みますが、他は経済変動による上昇は基本的に見込まず、令和8年度予算並みとしています。

また、人件費は現行人員体制を前提とし、過去5年(令和2年から6年)の平均に中長期の経済財政に関する試算の賃金上昇率を乗じた経費を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化については、県の流域下水道の広域化計画に基づき、検討していきます。 最適化については、更なる農業集落排水事業の公共下水道事業への編入を検討していきます。
投資の平準化に関する事項	今後も汚水処理人口普及率の向上を図るため、下水道の新規整備に対する投資規模を維持していくとともに、ストックマネジメント計画に基づく長寿命化方策についても、進捗状況等を踏まえ、各年度予算編成の際に、より平準化できるような事業内容の精査を行います。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。
その他の取組	施設更新の際には、省エネルギー型機器や創エネルギーを活用できる施設の導入などを可能な限り進め、温室効果ガスの排出削減や動力費等の経費節減に努めます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料については、令和6年度使用料改定を実施したものの、依然として経費回収率が低い状況にあります。今後、財務体質の改善を図るとともに、一般会計からの基準外繰入を縮小していくため、本経営戦略期間内において段階的な使用料改定が必要となります。
資産活用による収入増加の取組について	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。
その他の取組	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。

### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定 管理者制度、PPP/PFIなど)	これまでに使用料等の収納業務や施設の維持管理等について従 来型の民間委託を導入していますが、委託する業務の拡大や高度化 を検討していきます。
職員給与費に関する事項	職員の変動は見込まず、過去5年(令和2年から6年)の平均に中長 期の経済財政に関する試算の賃金上昇率を乗じた経費を見込んで います。
動力費に関する事項	過去5年(令和2年から6年)の平均に中長期の経済財政に関する試 算の物価上昇率を乗じた経費を見込んでいます。
薬品費に関する事項	過去5年(令和2年から6年)の平均に中長期の経済財政に関する試 算の物価上昇率を乗じた経費を見込んでいます。
修繕費に関する事項	過去5年(令和2年から6年)の平均に中長期の経済財政に関する試 算の物価上昇率を乗じた経費を見込んでいます。
委託費に関する事項	過去5年(令和2年から6年)の平均に中長期の経済財政に関する試 算の物価上昇率を乗じた経費を見込んでいます。
その他の取組	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であ るか検討していきます。

### 5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	計画期間中の事業実績を検証し、より質の高い経営戦略となるよう、概ね4 年に1回の見直しを行っていきます。
-------------------------	---

### 参考 今回の経営戦略の改定後と改定前の投資計画の比較

#### 投資計画(10年間)

投資事業	改定後	改定前	増減
下水道污水管整備 (普及拡大)	97.5 億円	97.5 億円	±0 億円
流域下水道建設負 担金(普及拡大)	18.3 億円	34.5 億円	△16.2 億円
既存設備の更新 (ストックマネジメント事業)	45.7 億円	21.9 億円	+23.8 億円
雨水対策の実施 (雨水排水管等整備)	23.4 億円	20.1 億円	+3.3 億円
その他(用地費等)	0.1 億円	0.3 億円	△0.2 億円
計	185.0 億円	174.3 億円	+10.7 億円

公共下水道事業の投資計画については、管渠整備等による普及拡大のための建設改良費として令和5年度から14年度の10年間で185億円の投資を見込んでいます。

今回の見直しにおいて、ストックマネジメント計画による計画的な伊勢崎浄化センター改築・更新による増加等を見込んだことにより、改定前に比べ約10.7億円の増加となりました。

#### ※し尿・浄化槽汚泥と污水の共同処理事業について

現在、市には、トイレの污水である、し尿を処理する施設として、茂呂クリーンセンターと境クリーンセンターが稼働しておりますが、両施設とも年数が経過した施設であり、今後に向けてし尿の安定処理を継続させるため、下水処理場である伊勢崎浄化センターに機能を集約し、下水と共同処理することによる施設の統廃合を検討しています。

今回の経営戦略においては、現行のストックマネジメント計画に基づき、耐震補強等の投資額の推計を行っておりますが、今後、共同処理を進める際には、これに対応できるよう一部処理施設の能力増強を図る必要があります。

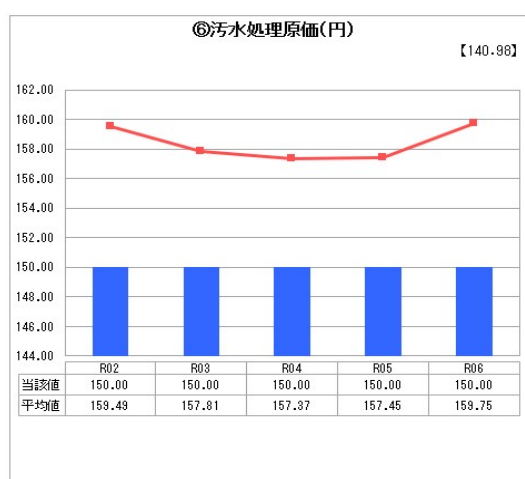
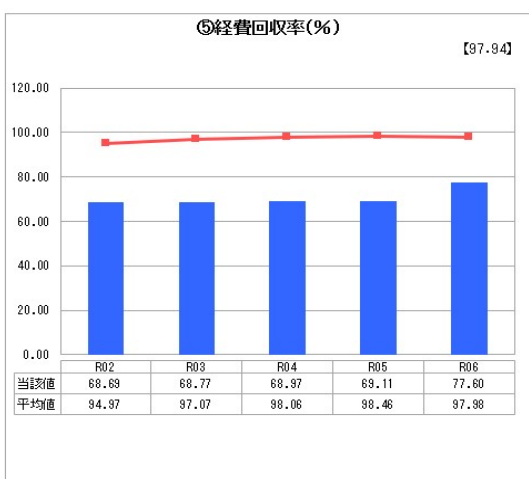
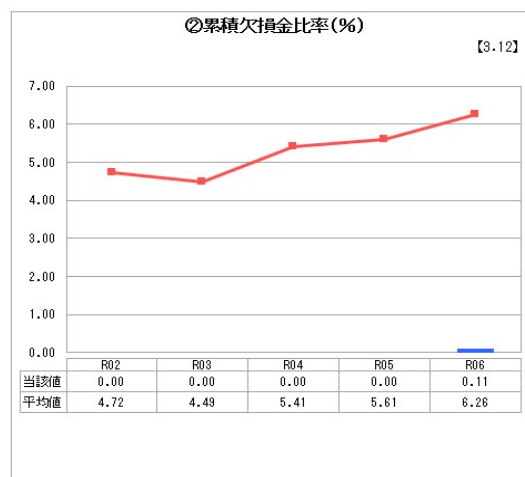
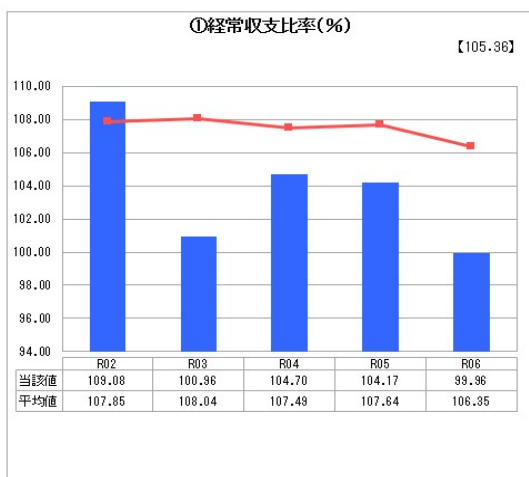
し尿処理に関する費用については、下水道使用料に反映しない調整をしたうえ実施することとなりますが、共同処理を進める際には、投資額の見直しが必要となるため、次回経営戦略へ反映させていただきます。

# 経営比較分析表

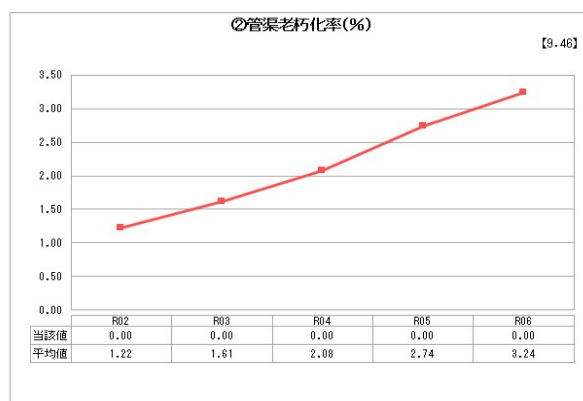
群馬県 伊勢崎市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Bd1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	56.34	36.80	80.29	2,453

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
212,084	139.44	1,520.97
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
77,888	18.87	4,127.61

**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 令和6年度全国平均

**分析欄**

**1. 経営の健全性・効率性について**

令和2年度より地方公営企業法の適用を開始している。

①②使用料改定を実施したものの、これに伴う基準外繰入金の減少等により単年度でわずかに赤字を計上している。これに伴い、累積欠損金がわずかに発生したが、依然として低い状況である。

③100%未満であるが、流動負債には建設改良費等の財源に充てられた企業債を多く含んでいる。

④一般会計からの負担増等により減少している。

⑤使用料改定により上昇したものの100%を下回る状況であり、使用料収入だけでは、汚水処理費を賅っていない。

⑥平均値より低い状況であり、効率的な汚水処理が行われている。

⑦平均値より低い状況であり、下水道の整備を進めるとともに接続を促進することにより、流入量を増やす必要がある。

⑧平均値より低い状況であり、引き続き接続促進に努めている。

(2)課題に対する今後の取組等  
類似団体と比較すると、汚水処理原価が低いことから効率的な汚水処理が行えている。一方で、水洗化率が低く、使用料改定はしたものの使用料収入が十分に確保できていないため、経費回収率は低い。このため、今後も段階的な使用料改定を行い、収入増加を図るとともに、施設稼働の最適化も踏まえ、効率的な下水道整備や下水道への接続促進に努める。

**2. 老朽化の状況について**

(1)各指標と現状の分析  
①平均値より高い状況であり、各資産の老朽化状態を考慮し、処理施設の更新と管渠の新規整備への投資を進めている。

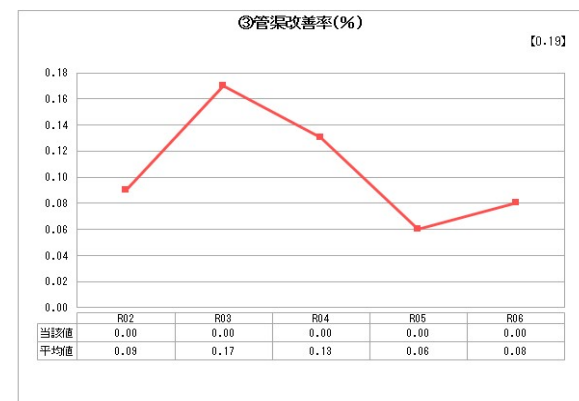
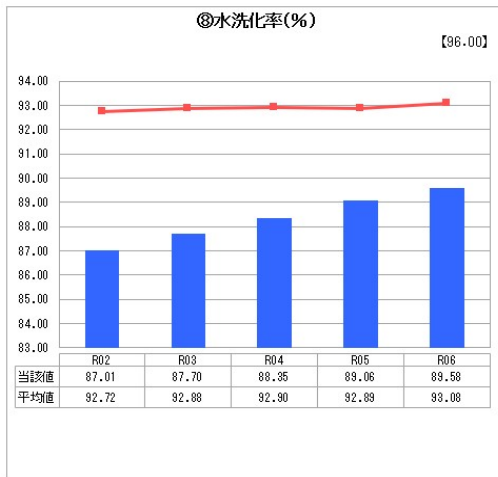
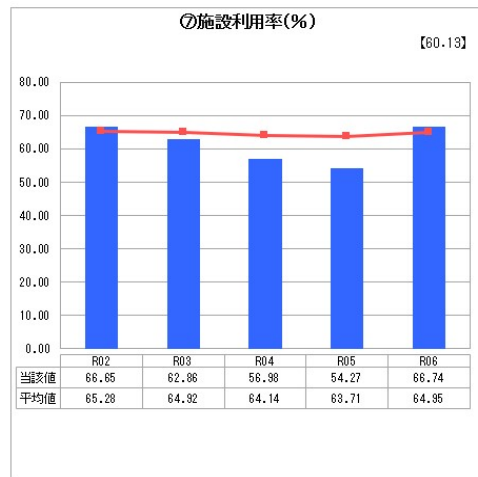
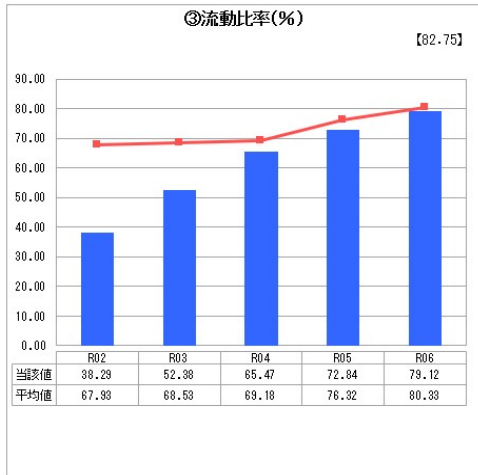
②③令和6年度末まで管渠の更新は行っていない。

(2)課題に対する今後の取組等  
類似団体では管渠の更新が始まっているが、今後は資産台帳等を活用し、計画的な管渠の更新を予定している。

**全体総括**

(1)各指標と現状の分析  
使用料改定を実施したものの、公共下水道の維持管理費は、未だ下水道使用料で賅っていない状況だが、汚水処理原価の平均値との比較から効率的な汚水処理は行っている。また、施設利用率や水洗化率の平均値との比較から、水洗化率を向上させ、下水道整備により施設利用率の改善を図る必要がある。

(2)課題に対する今後の取組等  
本市の下水道処理人口普及率は36.8%であり、全国平均の81.8%を大きく下回っており、いまだ整備途上にある。人口が集中する区域への下水道整備を進めるとともに、整備区域内の接続を促進し、施設利用率の向上を図る。令和6年度使用料改定を行ったが、今後も段階的に改定を進めることにより下水道事業の健全で持続可能な経営管理に努めていく。



できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

様式第2号（法適用企業・収益的収支）  
公共下水道事業

投資・財政計画  
（収支計画）

区 分		年 度		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
		{ 決算 }	{ 決算 }	{ 決算 }	{ 決算 }	{ 決算 }	{ 決算 }	{ 見 込 }	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	989,291	1,033,464	1,007,277	1,149,308	1,141,984	1,256,412		
	(1) 料 金 収 入	738,626	743,852	754,103	853,794	872,190	888,114		
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	32,644	73,708	26,747	58,134	15,883	90,800		
	(3) そ の 他	218,021	215,904	226,427	237,380	253,911	277,498		
	2. 営 業 外 収 益	1,343,496	1,505,783	1,561,155	1,400,425	1,460,964	1,668,367		
	(1) 補 助 金	783,462	935,368	983,103	802,688	860,692	1,064,182		
	他 会 計 補 助 金	783,462	935,368	983,103	802,688	860,692	1,064,182		
	そ の 他 補 助 金								
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	555,941	564,706	576,212	595,149	593,881	601,987		
	(3) そ の 他	4,093	5,709	1,840	2,588	6,391	2,198		
収 入 計 (C)	2,332,787	2,539,247	2,568,432	2,549,733	2,602,948	2,924,779			
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	2,038,232	2,163,218	2,215,961	2,317,382	2,381,218	2,666,176		
	(1) 職 員 給 与 費	131,567	119,916	170,498	147,783	130,384	152,413		
	基 本 給	73,842	66,310	78,918	71,055	68,201	71,029		
	退 職 給 付 費	0	0	29,326	16,475	0	10,418		
	そ の 他	57,725	53,606	62,254	60,253	62,183	70,966		
	(2) 経 費	641,101	756,707	798,693	812,737	875,252	1,089,830		
	動 力 費	74,620	118,847	99,317	102,162	112,819	154,188		
	修 繕 費	76,874	52,831	79,023	55,198	131,916	197,876		
	材 料 費	636	664	678	614	1,582	985		
	そ の 他	488,971	584,365	619,675	654,763	628,935	736,781		
(3) 減 価 償 却 費	1,265,564	1,286,595	1,246,770	1,356,862	1,375,582	1,423,933			
2. 営 業 外 費 用	272,396	262,084	249,766	233,423	227,535	256,491			
(1) 支 払 利 息	261,472	247,349	235,721	222,070	215,710	226,383			
(2) そ の 他	10,924	14,735	14,045	11,353	11,825	30,108			
支 出 計 (D)	2,310,628	2,425,302	2,465,727	2,550,805	2,608,753	2,922,667			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	22,159	113,945	102,705	△ 1,072	△ 5,805	2,112			
特 別 利 益 (F)	17,157	7,947	15	47	7,258	37			
特 別 損 失 (G)	78	81	74	220	208	486			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	17,079	7,866	△ 59	△ 173	7,050	△ 449			
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)	39,238	121,811	102,646	△ 1,245	1,245	1,663			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)									
流 動 資 産 (J)	677,778	1,221,847	1,141,802	1,060,299	1,198,653	1,241,056			
う ち 未 収 金	379,993	382,633	392,750	390,936	350,848	310,106			
流 動 負 債 (K)	1,293,840	1,866,336	1,567,442	1,340,194	1,507,931	1,508,586			
う ち 建 設 改 良 費 分	999,441	997,503	1,014,523	1,031,746	1,050,961	1,049,773			
う ち 一 時 借 入 金		0							
う ち 未 払 金	278,733	854,077	537,784	291,831	440,324	442,167			
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )	-	-	-	-	-	-			
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	-	-	-	-	-	-			
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	956,647	959,756	980,530	1,091,174	1,126,101	1,165,612			
地 方 財 政 法 に よ る (L) / (M) × 100 資 金 不 足 の 比 率	-	-	-	-	-	-			
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	-	-	-	-	-	-			
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	-	-	-	-	-	-			
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	956,647	959,756	980,530	1,091,174	1,126,101	1,165,612			
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )	-	-	-	-	-	-			

収支シミュレーション 別紙②

(単位：千円，%)

区 分		年 度					
		2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度	2031年度 令和13年度	2032年度 令和14年度
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	1,259,252	1,411,276	1,428,668	1,447,462	1,464,330	1,650,243
	(1) 料金収入	901,248	1,051,465	1,067,253	1,084,557	1,099,966	1,284,073
	(2) 受託工事収益 (B)	90,800	90,800	90,800	90,800	90,800	90,800
	(3) その他	267,204	269,011	270,615	272,105	273,564	275,370
	2. 営業外収益	1,516,547	1,399,414	1,416,885	1,444,994	1,473,693	1,477,155
	(1) 補助金	888,979	767,829	785,307	809,121	827,946	817,276
	他会計補助金	888,979	767,829	785,307	809,121	827,946	817,276
	その他補助金						
	(2) 長期前受金戻入	625,370	629,387	629,380	633,675	643,549	657,681
	(3) その他	2,198	2,198	2,198	2,198	2,198	2,198
収入計 (C)	2,775,799	2,810,690	2,845,553	2,892,457	2,938,023	3,127,398	
収 益 的 支 出	1. 営業費用	2,519,156	2,553,060	2,576,681	2,613,525	2,649,265	2,695,814
	(1) 職員給与費	154,547	156,555	158,434	160,177	161,778	163,396
	基本給	72,023	72,959	73,835	74,647	75,393	76,147
	退職給付費	10,564	10,701	10,829	10,948	11,057	11,168
	その他	71,960	72,895	73,770	74,582	75,328	76,081
	(2) 経費	886,420	893,632	900,914	908,268	915,698	923,199
	動力費	103,183	104,215	105,258	106,310	107,373	108,446
	修繕費	173,356	174,316	175,287	176,268	177,258	178,258
	材料費	685	692	698	704	711	718
	その他	609,196	614,409	619,671	624,986	630,356	635,777
(3) 減価償却費	1,478,189	1,502,873	1,517,333	1,545,080	1,571,789	1,609,219	
2. 営業外費用	254,973	256,488	267,303	277,368	287,014	295,561	
(1) 支払利息	239,317	240,740	251,456	261,417	270,957	279,397	
(2) その他	15,656	15,748	15,847	15,951	16,057	16,164	
支出計 (D)	2,774,129	2,809,548	2,843,984	2,890,893	2,936,279	2,991,375	
経常損益 (C)-(D) (E)	1,670	1,142	1,569	1,564	1,744	136,023	
特別利益 (F)	0	0	0	0	0	0	
特別損失 (G)	120	120	120	120	120	120	
特別損益 (F)-(G) (H)	△120	△120	△120	△120	△120	△120	
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	1,550	1,022	1,449	1,444	1,624	135,903	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)							
流動資産 (J)	1,171,245	1,229,667	1,260,522	1,290,733	1,334,038	1,541,912	
うち未収金	247,650	268,227	263,066	262,304	266,493	257,784	
流動負債 (K)	1,365,125	1,396,174	1,393,890	1,401,387	1,372,109	1,192,835	
うち建設改良費分	1,075,584	1,100,937	1,103,715	1,111,652	1,080,577	910,207	
うち一時借入金							
うち未払金	277,466	283,005	277,796	277,220	278,892	269,862	
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )	-	-	-	-	-	-	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)	-	-	-	-	-	-	
営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B) (M)	1,168,452	1,320,476	1,337,868	1,356,662	1,373,530	1,559,443	
地方財政法による (L) / (M) × 100 資金不足の比率	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (O)	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (P)	1,168,452	1,320,476	1,337,868	1,356,662	1,373,530	1,559,443	
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ( (N) / (P) × 100 )	-	-	-	-	-	-	

様式第2号（法適用企業・資本的収支）  
公共下水道事業

投資・財政計画  
（収支計画）

年 度 区 分		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
		令和3年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	令和5年度 〔決算〕	令和6年度 〔決算〕	令和7年度 決算 見込	令和8年度
資本的 収入	1. 企業債	1,026,800	1,238,700	1,257,400	1,213,700	1,442,600	1,523,000
	うち資本費平準化債		170,700	158,300	140,700	153,800	148,100
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計補助金	188,719	113,338	115,301	210,035	197,744	147,371
	4. 他会計負担金						
	5. 他会計借入金						
	6. 国（都道府県）補助金	472,614	381,400	443,700	372,815	384,752	559,680
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工事負担金	95,755	84,446	73,096	95,744	85,044	73,546
	9. その他						
	計 (A)	1,783,888	1,817,884	1,889,497	1,892,294	2,110,140	2,303,597
	(A)のうち翌年度へ繰り越 される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	1,783,888	1,817,884	1,889,497	1,892,294	2,110,140	2,303,597
資本的 支出	1. 建設改良費	1,482,101	1,795,678	1,610,864	1,594,272	1,974,315	2,187,288
	うち職員給与費	46,463	42,524	44,759	46,895	49,617	54,808
	2. 企業債償還金	999,329	999,441	997,504	1,014,523	1,031,747	1,050,961
	3. 他会計長期借入返還金						
	4. 他会計への支出金						
	5. その他						
計 (D)	2,481,430	2,795,119	2,608,368	2,608,795	3,006,062	3,238,249	
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C) (E)		697,542	977,235	718,871	716,501	895,922	934,652
補填財 源	1. 損益勘定留保資金	641,519	834,967	607,069	624,272	785,712	816,961
	2. 利益剰余金処分類						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	56,023	142,268	111,802	92,229	110,210	117,691
計 (F)	697,542	977,235	718,871	716,501	895,922	934,652	
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)							
企業債残高 (H)		17,359,308	17,598,567	17,858,463	18,057,640	18,468,493	18,940,532

○他会計繰入金

年 度 区 分		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
		令和3年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	令和5年度 〔決算〕	令和6年度 〔決算〕	令和7年度 決算 見込	令和8年度
収益的収支分		949,156	1,094,706	1,152,005	982,795	1,057,524	1,275,064
	うち基準内繰入金	669,985	727,771	781,028	782,956	882,436	1,074,647
	うち基準外繰入金	279,171	366,935	370,977	199,839	175,088	200,417
資本的収支分		188,719	113,338	115,301	210,035	197,744	147,371
	うち基準内繰入金	115,623	113,338	115,301	120,355	125,744	129,571
	うち基準外繰入金	73,096	0	0	89,680	72,000	17,800
合 計		1,137,875	1,208,044	1,267,306	1,192,830	1,255,268	1,422,435

収支シミュレーション 別紙③

(単位：千円)

年 度 区 分		2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	1,541,800	1,528,200	1,462,400	1,435,000	1,462,900	1,340,800
	うち資本費平準化債	123,000	122,600	132,400	120,100	145,000	140,300
	2. 他 会 計 出 資 金						
	3. 他 会 計 補 助 金	242,916	201,303	188,656	175,320	150,200	145,861
	4. 他 会 計 負 担 金						
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国（都道府県）補助金	225,340	286,940	287,890	283,520	287,870	287,840
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工 事 負 担 金	59,700	66,100	66,900	66,950	67,300	67,300
	9. そ の 他						
	計 (A)	2,069,756	2,082,543	2,005,846	1,960,790	1,968,270	1,841,801
	(A)のうち翌年度へ繰り越 される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	2,069,756	2,082,543	2,005,846	1,960,790	1,968,270	1,841,801
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	1,887,546	1,944,065	1,867,715	1,848,385	1,856,635	1,732,635
	うち職員給与費	55,575	56,297	56,973	57,600	58,176	58,758
	2. 企 業 債 償 還 金	1,049,772	1,075,584	1,100,937	1,103,715	1,111,652	1,080,577
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
	5. そ の 他						
計 (D)	2,937,318	3,019,649	2,968,652	2,952,100	2,968,287	2,813,212	
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C) (E)		867,562	937,106	962,806	991,310	1,000,017	971,411
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	754,272	821,139	852,852	881,567	887,722	870,046
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他	113,290	115,967	109,954	109,743	112,295	101,365
計 (F)	867,562	937,106	962,806	991,310	1,000,017	971,411	
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)		19,432,560	19,885,176	20,246,639	20,577,924	20,929,172	21,189,395

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度 区 分		2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収益的収支分		1,089,567	970,224	989,306	1,014,611	1,034,894	1,026,030
	うち基準内繰入金	931,754	946,056	962,623	985,725	1,003,814	1,026,030
	うち基準外繰入金	157,813	24,168	26,683	28,886	31,080	0
資本的収支分		242,916	201,303	188,656	175,320	150,200	145,861
	うち基準内繰入金	130,916	131,303	133,656	132,320	127,200	115,861
	うち基準外繰入金	112,000	70,000	55,000	43,000	23,000	30,000
合 計		1,332,483	1,171,527	1,177,962	1,189,931	1,185,094	1,171,891

原価計算表

公共下水道事業

供用開始年月日  
処理区域内人口  
計算期間

昭和52年10月1日  
7,788人(令和7年4月1日)  
令和9年4月～令和14年3月  
(5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 853,794	千円 1,040,898	千円	千円 1,040,898
受 託 工 事 収 益	58,134	90,800		90,800
そ の 他	1,637,805	1,720,807		1,720,807
合 計	2,549,733	2,852,505	0	2,852,505

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)	
管渠費	人件費	千円	千円	千円	千円
	給 料	28,424	32,286	13,973	18,313
	諸 手 当	24,232	26,338	11,399	14,939
	福 利 費	8,196	9,736	4,213	5,523
	修 繕 費	505	9,884	945	8,939
	材 料 費	614	670		670
	委 託 料	20,457	27,871	10,927	16,944
	そ の 他	8,867	2,468	566	1,902
小 計	91,295	109,253	42,023	67,230	
ポンプ場費	動 力 費	2,114	2,178	2,178	0
	修 繕 費	685	10,370	10,370	0
	委 託 料	1,519	947	947	0
	そ の 他	974	826	826	0
小 計	5,292	14,321	14,321	0	
処理場費	人件費	千円	千円	千円	千円
	給 料	16,242	13,837	552	13,285
	諸 手 当	13,846	11,288	450	10,838
	福 利 費	4,684	4,172	166	4,006
	動 力 費	64,869	66,842	2,387	64,455
	修 繕 費	46,720	56,446	2,073	54,373
	材 料 費		28	1	27
	薬 品 費	11,626	13,713	591	13,122
委 託 料	220,774	246,147	8,791	237,356	
そ の 他	16,627	7,084	3,247	3,837	
小 計	395,388	419,557	18,258	401,299	
一般管理費	人件費	千円	千円	千円	千円
	給 料	24,363	27,611	8,953	18,658
	諸 手 当	20,771	22,525	9,484	13,041
	福 利 費	7,025	8,326	2,700	5,626
	流域下水道管理運営費負担金	8,051	3,766	144	3,622
委 託 料	169,312	209,977	9,983	199,994	
そ の 他	174,040	173,237	20,996	152,241	
小 計	403,562	445,442	52,260	393,182	
資本費	支 払 利 息	222,067	252,757	189,488	63,269
	減 価 償 却 費	761,713	890,781	645,358	245,423
	企 業 債 取 扱 諸 費	17,349	2,539	0	2,539
小 計	1,001,129	1,146,077	834,846	311,231	
合 計 (Y)	1,896,666	2,134,650	961,708	1,172,942	

資産維持費(Z)  
使用料対象経費(Y)+(Z)

1,172,942

(X)/((Y)+(Z))\*100= 88.74%

<使用料水準についての説明>

本市下水道事業においては、使用料は令和6年度に使用料改定を実施したものの、他都市と比べても低い水準にあります。現在、使用料収入ですべての事業支出を賄うことが困難なことから、一般会計からの基準外の繰入を受けることで財政を維持している状況にあるので、このような状況を改善し、適正な財政収支構造とするよう改善していくことが必要となっています。この経営戦略の中では、令和6年度に実施した使用料改定に続き、10、14年度にそれぞれ15%の使用料改定を段階的に行うことを想定しており、令和14年度には国土交通省が示す基準使用料単価を150円/㎡3に達する見通しです。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」「(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

# 伊勢崎市農業集落排水事業経営戦略(案)

団 体 名 : 伊勢崎市

事 業 名 : 農業集落排水事業 (\*2)

策 定 日 : 令和 5 年 3 月

改 定 日 : 令和 8 年 9 月 (予定)

計 画 期 間 : 令和 5 年度 ~ 令和 14 年度

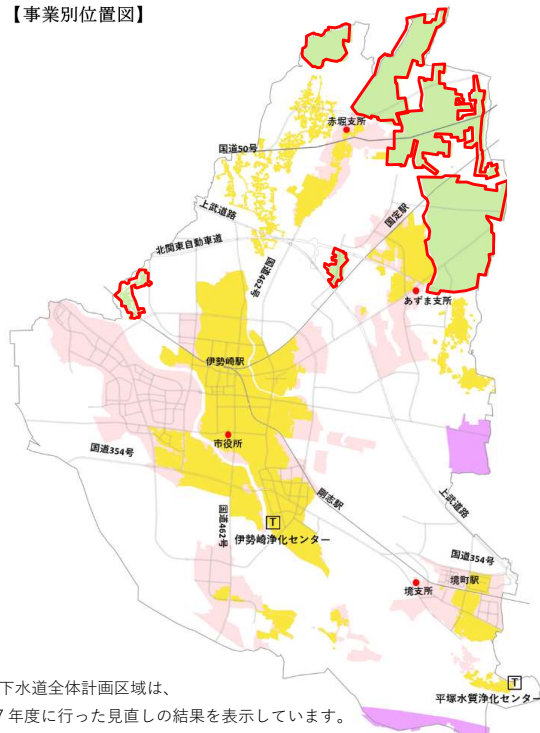
## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

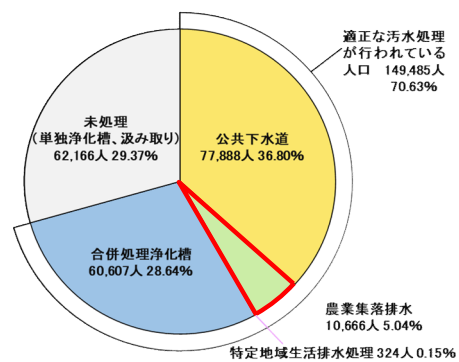
供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和58年9月1日 (42年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分 (*4)	全部適用 (令和2年4月1日)
処理区域内 人口密度 (*7)	21.1(人/ha) [R6決算]	流域下水道等 への接続の有無 (*9)	無
処理区数	8 処理区 (三郷地区、書上地区、赤堀曲沢地区、赤堀間野谷地区、赤堀香林地区、赤堀西野地区、あずま向原地区、あずま国定地区)		
処理場 (*8) 数	8 農業集落排水処理施設 (三郷、書上、赤堀曲沢、赤堀間野谷、赤堀香林、赤堀西野、あずま向原、あずま国定)		
広域化・共同化・ 最適化実施状況(*12)	・最適化については、平成25 (2013) 年度に赤堀西部地区、平成27 (2015) 年度に赤堀今井地区、令和元 (2019) 年度にあずま東部地区を廃止し、公共下水道事業への編入を実施しました。		

【事業別位置図】



※公共下水道全体計画区域は、令和7年度に行った見直しの結果を表示しています。

【事業別汚水処理人口(令和6年度末)】



凡 例		
区 分	内 容	表 記
公共下水道	整備済区域	■
	全体計画区域	■
農業集落排水事業区域		■
特定地域生活排水処理区域		■

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方 (*13)	[一般用] ○計算式 ・使用料(税込)=(基本料+排水した汚水量×使用料単価)×1.1 ※ 1円未満の端数が生じたときは切り捨て ○考え方 ・基本使用料に従量使用料を加えた、二部使用料制 ・基本使用料には基本水量はなし ・従量使用料は、使用水量の増加に伴い使用料の単価が高くなる 累進使用料制を採用 令和6年度に使用料改定実施		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R6年度から</th> <th>R6年度以前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料(1か月あたり)</td> <td>700円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>従量使用料(1㎡につき)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1~10㎡まで</td> <td>58円</td> <td>53円</td> </tr> <tr> <td>11~25㎡まで</td> <td>95円</td> <td>93円</td> </tr> <tr> <td>26~50㎡まで</td> <td>106円</td> <td>106円</td> </tr> <tr> <td>51~250㎡まで</td> <td>109円</td> <td>109円</td> </tr> <tr> <td>251㎡~</td> <td>113円</td> <td>113円</td> </tr> </tbody> </table>			R6年度から	R6年度以前	基本使用料(1か月あたり)	700円	450円	従量使用料(1㎡につき)			1~10㎡まで	58円	53円	11~25㎡まで	95円	93円	26~50㎡まで	106円	106円	51~250㎡まで	109円	109円	251㎡~	113円	113円
		R6年度から	R6年度以前																									
基本使用料(1か月あたり)	700円	450円																										
従量使用料(1㎡につき)																												
1~10㎡まで	58円	53円																										
11~25㎡まで	95円	93円																										
26~50㎡まで	106円	106円																										
51~250㎡まで	109円	109円																										
251㎡~	113円	113円																										
業務用使用料体系の概要・考え方	一般用に含まれる																											
その他の使用料体系の概要・考え方	[公衆浴場用] ○考え方と計算式は、一般用に同じ 令和6年度使用料改定では、従前の使用料を据置		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R6年度から</th> <th>R6年度以前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料(1か月あたり)</td> <td>450円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>従量使用料(1㎡につき)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1~200㎡まで</td> <td>30円</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>201㎡~</td> <td>50円</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table>			R6年度から	R6年度以前	基本使用料(1か月あたり)	450円	450円	従量使用料(1㎡につき)			1~200㎡まで	30円	30円	201㎡~	50円	50円									
		R6年度から	R6年度以前																									
基本使用料(1か月あたり)	450円	450円																										
従量使用料(1㎡につき)																												
1~200㎡まで	30円	30円																										
201㎡~	50円	50円																										
	[臨時用] ○考え方と計算式は一般用に同じ		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R6年度から</th> <th>R6年度以前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料(1か月あたり)</td> <td>700円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>従量使用料(1㎡につき)</td> <td>260円</td> <td>260円</td> </tr> </tbody> </table>			R6年度から	R6年度以前	基本使用料(1か月あたり)	700円	450円	従量使用料(1㎡につき)	260円	260円															
	R6年度から	R6年度以前																										
基本使用料(1か月あたり)	700円	450円																										
従量使用料(1㎡につき)	260円	260円																										
条例上の使用料(*18) (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和6年度 2,453 円 令和5年度 2,101 円 令和4年度 2,101 円	実質的な使用料(*19) (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和6年度 2,482 円 令和5年度 2,214 円 令和4年度 2,214 円																									

## ③ 組織

職員数	3人 (損益勘定職員(*21) 3人、資本勘定職員(*22) 0人)	
事業運営組織		令和2年度に水道局と都市計画部の下水道関連2課を統合し、上下水道局として水道事業と下水道事業を一括して運営する組織体制としました。 また、令和5年度に雨水関連施設の維持管理を担当するため治水課を設置しました。 ※治水課職員は、建設部治水課の職員が併任しており、人件費は一般会計が負担しています。

### (2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託(*23)を含む)	主なもの: 終末処理場及びマンホールポンプの運転管理、保守点検
	イ 指定管理者制度(*24)	なし
	ウ PPP・PFI(*25)	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用(*26) (下水熱・下水汚泥・発電等)	なし
	イ 土地・施設等利用(*28) (未利用土地・施設の活用等)	なし

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

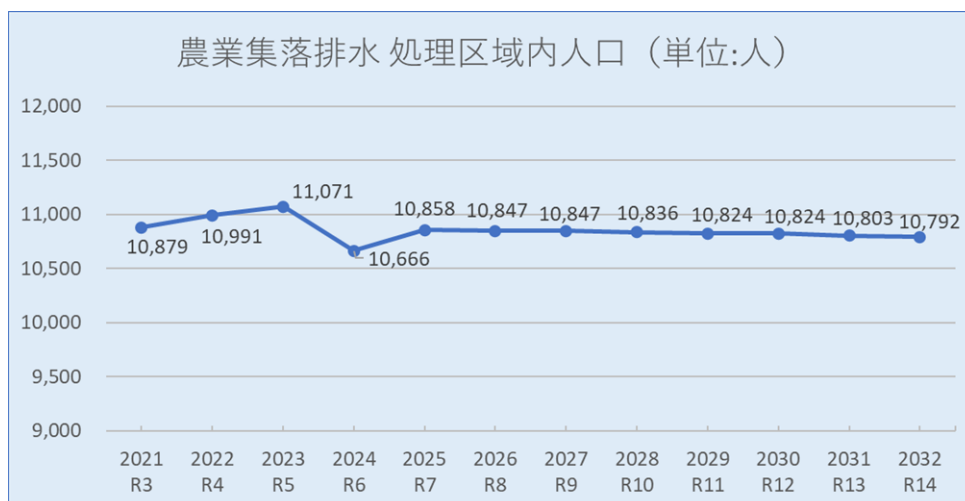
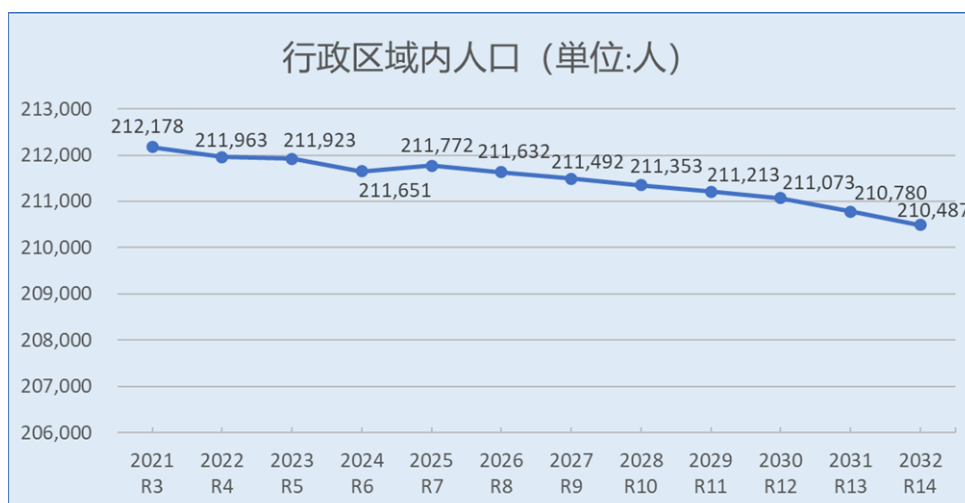
令和6年度 経営比較分析表 別紙④(P. 30～31)のとおり

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

本市の行政区域内人口(\*29)の見通しは、伊勢崎市人口ビジョン(\*30)における人口の将来展望を基本としています。

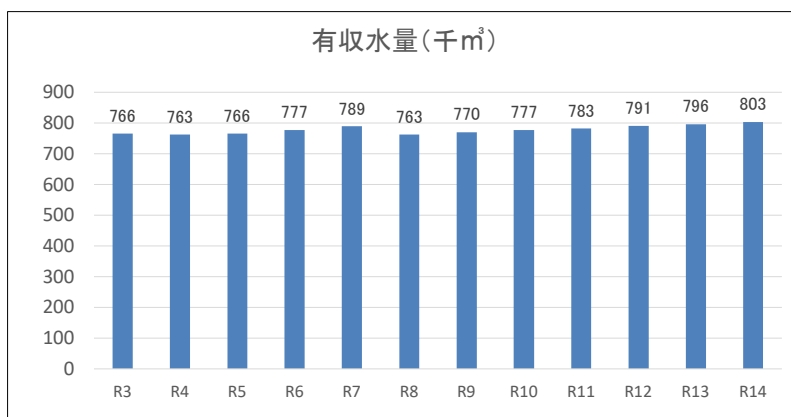
本事業は新規整備を行わないことから、処理区域内人口の新規増加はなく、行政内区域人口の減少傾向に伴って緩やかに減少していくと見込んでいます。



## (2) 有収水量の予測

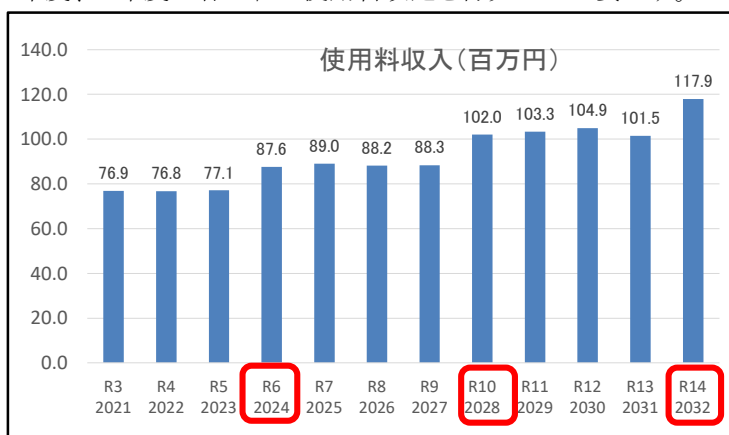
本事業は、前述の「(1)処理区域内人口の予測」による有収水量の増加が見込めないことから、有収水量は過去の実績を基に、処理区域内人口の減少見通しを踏まえて推計しています。

農業集落排水の使用が行われている区域内で、未だ農業集落排水へ接続していない箇所は、農業集落排水への転換(水洗化)による使用水量の増加を見込んでいます。転換による増加が、人口減少と相殺されるため、ほぼ横ばいで推移していくと見込んでいます。



## (3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、前述の「(1)処理区域内人口の予測」と「(2)有収水量の予測」を反映し、ほぼ横ばいの推移を見込んでいます。財政の健全化を図り、使用料水準を適正化していくため、令和6年度に実施した使用料改定に続き、今後、10年度、14年度に各15%の使用料改定を行うことが必要です。



使用料は、令和6年度に改定を実施。10、14年度に改定を行うことを見込んでいます。

#### (4) 施設の見直し

##### ア 既存施設の状況

本事業は、昭和58年度に三郷地区が最初に供用を開始してから既に42年が経過しています。

所有する資産のほとんどは、主に管渠を中心とする土木施設と、排水処理施設やポンプ場に設置している電気機械設備で構成されています。

それらの耐用年数は、法令上、土木施設が概ね50年、電気機械設備15～20年となっており、管渠や処理場・ポンプ場施設等の老朽化の進行が課題となっています。

今後は、耐用年数の短い電気機械設備の計画的かつ着実な更新が必要となりますが、大規模な更新は行わず、既存設備の改修を主に実施し、公共下水道への編入を検討していきます。

#### (5) 組織の見直し

令和2年度に地方公営企業法の適用を開始したことを機に、水道局と都市計画部の下水道関連2課を統合し、上下水道局として水道事業と下水道事業を一括して運営する体制が整えられ、令和5年度に雨水関連施設の維持管理を担当するため治水課を設置し、現在に至っています。

下水道事業は、今後も普及率を高めるための建設投資は維持しつつも、効率的な事業運営を進めていくことが必要であり、また、災害時の対応力も維持・向上する必要もあるなど、組織力の維持強化は重要です。

市組織全体においても職員の高齢化・ベテラン職員の退職が進む一方で、若年層の職員の確保が容易ではない状況にあります。長期的視点で人材確保を進め世代構成を適正化するとともに、上下水道事業で培ってきた知識とノウハウを共有するだけでなく、これらを組織的に継承し、向上させる取り組みを続けます。

今後も組織全体の業務の進め方について常に点検を行い、適宜必要な業務改善を行いながら、経営基盤の強化を進めていきます。

### 3. 経営の基本方針

汚水処理における諸課題に対処し市総合計画に掲げる「適切な生活排水処理の推進」を目指す「持続可能な事業運営」の観点に基づいた以下の基本方針とそれを具体化するための関連計画/事業に取り組みます。

#### (1)適切な生活排水処理の推進

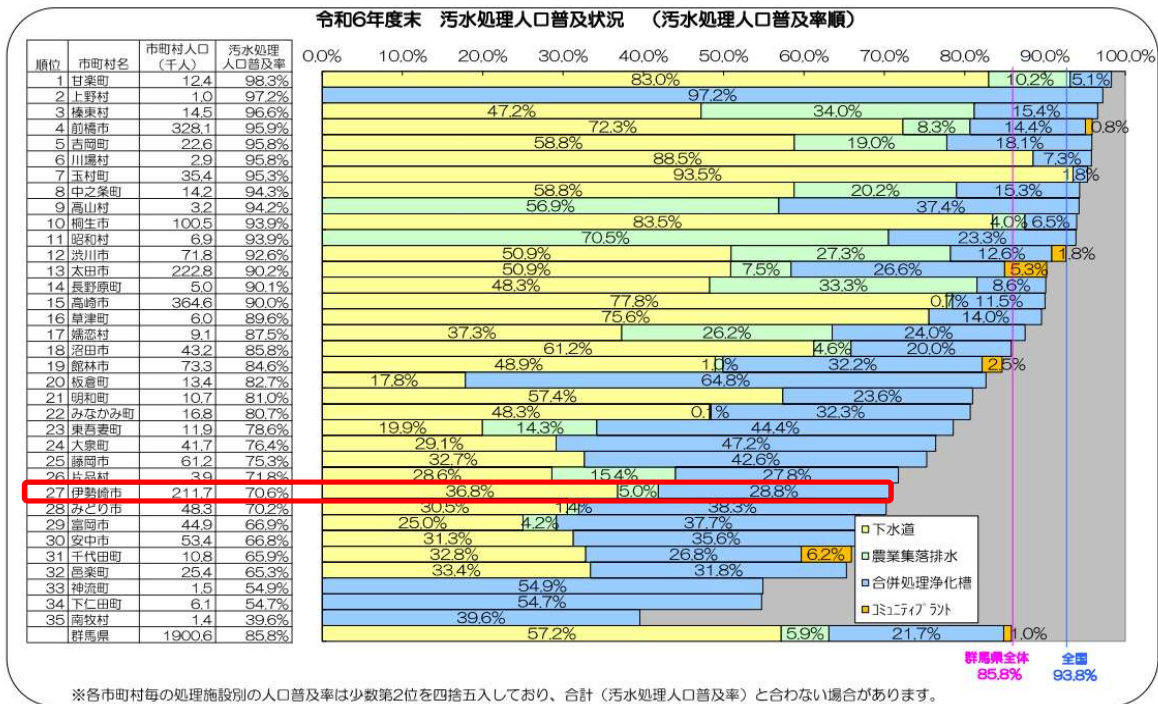
- 地域に適した効率的な汚水処理の推進による汚水処理人口普及率(\*33)の向上
- 河川や水路などの水質保全、生活環境の改善

#### 【解説】

河川や水路などの水質保全、生活環境の向上を進めていくためには、公共下水道等による生活排水処理を的確に進めていくことが必要です。しかし、本市の汚水処理人口普及率は群馬県内や全国の平均と比較し依然として低い状況にあるため、普及率の向上が重要課題です。

公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業を行う上で、地域に適した効率的な生活排水処理方法を検討しつつ、合併処理浄化槽(個人設置型)への転換と合わせて「汚水処理基本計画」に示した **令和23(2041)年度末の汚水処理人口普及率約90%** を目指していきます。

農業集落排水事業は、この目標達成の一翼を担っています。



出典：群馬県HP 下水処理人口普及状況(汚水処理人口普及率順)(pref.gunma.jp)

#### (2)汚水処理の適切な機能継続と維持管理の実施

- 新規整備は行わず、改築・更新のみを実施
- 適正な汚水処理の実現のため、適切な維持管理と計画的な老朽化対策・地震対策の実施
- 農業集落排水処理施設の公共下水道への編入を実施

#### 【解説】

農業集落排水事業は既に施設整備が完了しているため、今後は施設の新規整備を行いませんが、既存施設の維持管理と改築更新の適正化が課題となっています。

また、周辺他市町村で既に始まっていた人口減少傾向が、本市でも令和元年度から顕在化しています。今後、人口減少や節水型の生活様式が定着していくこと等に伴い、使用料収入の伸びが鈍化していきます。このような状況においても、適切な汚水処理を行っていくため、施設の維持管理や老朽化対策、地震対策等を実施していく必要があります。

また、農業集落排水処理施設の更新時期に合わせ、その更新費用と公共下水道への接続費用を比較検討し、効果等を十分検証し、公共下水道への編入を検討していきます。

一方、既に施設整備自体は完了しているものの、処理区域内において農業集落排水への接続が十分に行われていないことから、使用料収入が伸び悩んでいます。これが汚水処理費用を回収できない一因になっているため、今後も市民の理解が得られるよう啓発活動を積極的に行い、接続促進に努めていきます。

### (3)持続可能な事業運営の実現

#### ○財政健全化のための取組の推進

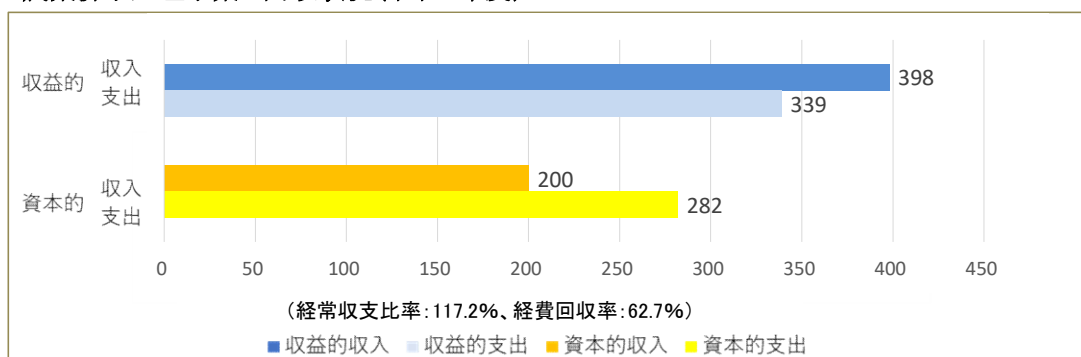
##### 【解説】

前述のように使用料収入の伸びが鈍化していく一方で、事業を支える使用料は、令和6年度使用料改定を実施したものの、全国平均と比べても低い水準にあります。現在の財政状況では、使用料収入で全ての事業支出を賄うことが困難なことから、一般会計からの基準外繰入金(基準外繰入金の一部には、下水道整備区域外の市民の税金を含む)を受けることで財政を維持している状況にあります。

使用料改定を実施した直近の令和6年度決算の経常収支比率(\*34)は、117.2%となり健全経営の水準とされる100%を上回っていますが、経費回収率(\*35)は62.7%となり依然として100%を下回っており、本来使用料収入で賄う必要がある汚水処理経費を使用料収入だけでは賄うことができていない状況です。このような状況を改善し、適正な財政収支構造とするよう取り組んでいくことが今後も必要です。

本市の農業集落排水事業は、令和2年度から地方公営企業法を適用し、企業会計方式による事業運営に移行したことで、財政収支構造や資産・負債・資本の関係を明確にして解決すべき課題を抽出し、経営の効率化・財政の健全化を進めています。これに合わせて適正な使用料水準の在り方を検討し、具体的な手続きとその作業スケジュール等の検討を進め、本事業の経費回収が適正に行える使用料へ改定していくことが必要です。

農業排水処理事業の財政状況(令和6年度)



(注意) 収益的収入・支出は、消費税抜きで作成される、「別紙(法適・収益)」と対応しているため消費税抜きの表記となっています。資本的収入・支出は消費税込みで作成される「別紙(法適・資本)」と対応しているため、税込み表記となっています。

健全な財政状況を確保しつつ、着実かつ効率的で計画的な事業の執行が行われるよう、以下の管理指標を定め、事業の進行管理を行います。

##### 【計画に基づく主な指標/目標値】

指標名	実績値 R6年度	目標値 R14年度	望ましい 方向	解説
汚水処理人口普及率	70.6%	78.8%	↗	汚水処理施設を利用することができる市民の割合 令和23年度末で概ね90%に達することを目指す。
農業集落排水の施設数 (統廃合の推進)	8施設	7施設	↘	農業集落排水事業の処理施設を統廃合し、公共下水道事業への編入を進める。

農業集落排水施設の公共下水道事業への編入については、県の広域化・共同化汚水処理計画に基づき令和14年度までに三郷地区の編入を計画しています。残りの農業集落排水施設については効果等を検証し、令和14年度以降に編入の可否について検討することとしています。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

##### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙⑤、⑥(P. 32～35)のとおり

本計画に基づき算出した主な経営指標は、以下のとおりです。

〔経営指標〕

指標名	現状値 R6年度	目標値		望ましい 方向	解説
		R9年度	R14年度		
経常収支比率 (%)	117.2	100.4	100.5	⇒	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標
経費回収率 (%)	62.7	53.6	65.0	⇒	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能。
使用料単価 (円)	112.8	114.6	146.8	⇒	有収水量(使用料をいただいている排水量)1㎡あたりの使用料収入であり、使用料の水準を表す指標
汚水処理原価 (円)	180.0	213.7	225.7	⇐	有収水量1㎡あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標
施設利用率 (%)	55.9	55.0	58.0	⇒	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合、施設利用状況や適正規模の判断指標
水洗化率 (%)	77.6	80.0	83.8	⇒	現在処理区域内人口のうち、実際に排水設備等を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標

##### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

###### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	・ 既存の施設で老朽化の進む処理場などの改修を進めます。
<p><b>ア 既存設備等の改修 2.8億円</b></p> <p>老朽化が進む処理施設について、長期的な管理方針となる維持管理適正化計画や、最適整備構想(ストックマネジメント計画)を基に機械・電気設備を中心とした改修を行います。また、管渠の老朽化も進行していくことから、これらの改修・更新を検討し、その事業費の平準化を図っていきます。</p>	

###### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>使用料単価を現在の112.8円/㎡から、国の通知「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」及びその留意事項に示されている要件(使用料単価150円/㎡)を目標にした取組を、積極的に実施していくことが求められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口減少や節水型社会に耐え得る健全な経営基盤を構築し、その事業目的を達成することができる具体的な取組及び、その実施時期を踏まえた業績目標を、本経営戦略中で設定し実行していきます。</li> <li>・ 収入構成において、一般会計からの基準外繰入金に大きく依存している現状を改善するため、経費回収が適正に行える使用料水準の在り方等を検討し、具体的な投資・財政計画を作成し実行していきます。</li> <li>・ 本計画では、令和6(2024)年度に実施した使用料改定に続き、10(2028)、14(2032)年度にそれぞれ15%の使用料改定を見込み、これにより使用料単価や経費回収率を改善していきます。</li> </ul>
-----	---

本事業は、令和2年度に地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行しました。今回の経営戦略は、投資・財政計画の期間を令和5から14年度までの10年間と設定し、全期間を通して企業会計方式により計画しています。

#### ア 使用料収入 9.6億円

- ・既に農業集落排水へ接続済みの箇所については、人口減少傾向を考慮して緩やかに減収すると見込んでいます。
- ・農業集落排水に未だ接続されていない箇所は、人口減少傾向を考慮しつつ、年3%程度の農業集落排水への転換(水洗化)を見込んでいます。
- ・今回は財政の健全化を図るとともに収支均衡を確保するため、使用料改定(改定時期は令和6(実施済み)、10、14年度、改定率は各15%)を見込み、試算しています。

#### イ 企業債 8.4億円

- ・農業集落排水整備に係る世代間負担の公平を図るため、資本費平準化債(\*36)を継続して発行します。(7.0億円)
- ・老朽化施設の改築・更新のため、事業費に充当する企業債を発行します。(1.4億円)

#### ウ 国庫補助金 0.4億円

- ・処理施設の長期的な管理方針となる維持管理適正化計画を策定するため、国庫補助金を活用します。

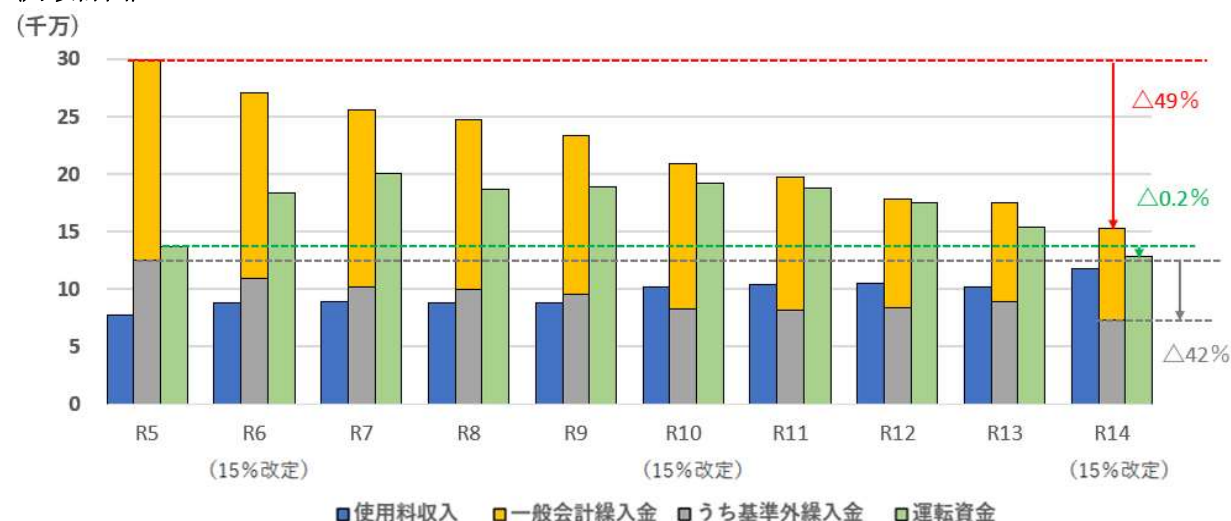
#### エ 一般会計繰入金(\*37) 22.2億円(収益的収入:16.9億円、資本的収入:5.3億円)

- ・基準内繰入金については、国の通知「地方公営企業繰入金について」により、分流式下水道等に要する経費等の繰出基準に基づいて算定した金額を、一般会計から繰り入れます。
- ・基準外繰入金については、事業経営に伴う収入で賄うことができないと見込まれる污水資本費(元金償還金を含む)及び污水維持管理費、建設改良等に対して、一般会計から繰り入れます。財政の健全化を図るとともに自主財源を確保するため、使用料の増収に合わせ基準外繰入金の規模を縮小させる計画としています。
- ・これにより、一般会計からの繰入金総額は、令和14年度までに、令和5年度に比べて約49%減少し、そのうち基準外繰入金は約42%減少していきます。

#### オ 運転資金

改築・更新のみを実施する中、財政収支構造の改善に取り組むことで、令和14年度末の運転資金は、令和5年度に比べて約0.2%減少するものの、使用料を上回る状況であり、事業の継続的な経営が見込めます。

#### 〈財政計画〉



### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### 各種経費の計上について

昨今の物価上昇を反映させるため、修繕費・工事請負費・委託料等について過去5年(令和2年から6年)の平均に中長期の経済財政に関する試算の物価上昇率を乗じた経費を見込みますが、他は経済変動による上昇は基本的に見込まず、令和8年度予算並みとしています。

また、人件費は現行人員体制を前提とし、過去5年(令和2年から6年)の平均に中長期の経済財政に関する試算の賃金上昇率を乗じた経費を見込んでいます。

### (3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	農業集落排水施設の更新時期に合わせ、費用対効果を考慮し公共下水道事業への編入を検討していきます。
投資の平準化に関する事項	施設の老朽化が進行していることから、今後は更新需要が増えていきます。当面は耐用年数の短い電気機械設備を優先して改修を進めます。管渠の老朽化も進行していくことから、改修・更新の際は特定の時期に事業量が集中しないよう、平準化を図っていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。
その他の取組	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料については、令和6年度使用料改定を実施したものの、依然として経費回収率が低い状況にあります。今後、財務体質の改善を図るとともに、一般会計からの基準外繰入を縮小していくため、本経営戦略期間内において段階的な使用料改定が必要となります。
資産活用による収入増加の取組について	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。
その他の取組	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。

#### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	これまでに使用料等の収納業務や施設の維持管理等について従来型の民間委託を導入していますが、委託する業務の拡大や高度化を検討していきます。
職員給与費に関する事項	職員の変動は見込まず、過去5年(令和2年から6年)の平均に中長期の経済財政に関する試算の賃金上昇率を乗じた経費を見込んでいます。
動力費に関する事項	過去5年(令和2年から6年)の平均に中長期の経済財政に関する試算の物価上昇率を乗じた経費を見込んでいます。
薬品費に関する事項	過去5年(令和2年から6年)の平均に中長期の経済財政に関する試算の物価上昇率を乗じた経費を見込んでいます。
修繕費に関する事項	過去5年(令和2年から6年)の平均に中長期の経済財政に関する試算の物価上昇率を乗じた経費を見込んでいます。
委託費に関する事項	過去5年(令和2年から6年)の平均に中長期の経済財政に関する試算の物価上昇率を乗じた経費を見込んでいます。
その他の取組	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。

### 5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	計画期間中の事業実績を検証し、より質の高い経営戦略となるよう、概ね4年に1回の見直しを行っていきます。
---------------------	---

## 参考 今回の経営戦略の改定後と改定前の投資計画の比較

### 投資計画（10年間）

投資事業	改定後	改定前	増減
既存設備の改修等	2.8 億円	2 億円	+0.8 億円

農業集落排水事業における投資計画については、整備済のため新規整備は行わず既存設備の改修や接続率の向上及び公共下水道事業への編入を計画し、令和5～14年度の10年間で2.8億円の投資を見込んでいます。

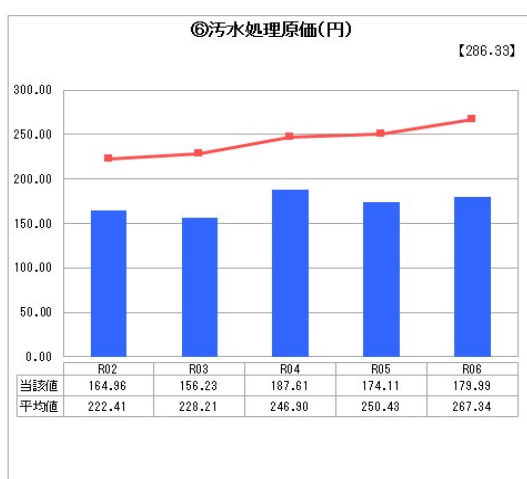
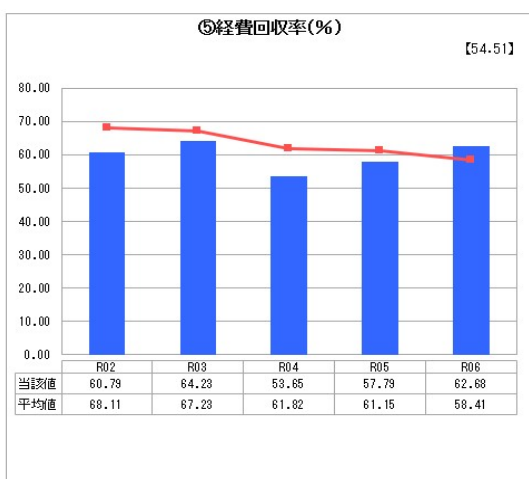
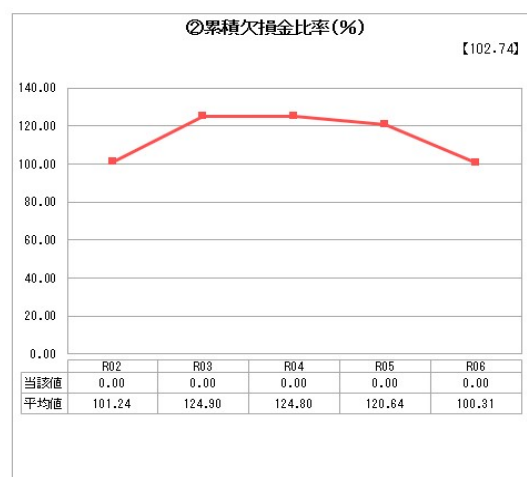
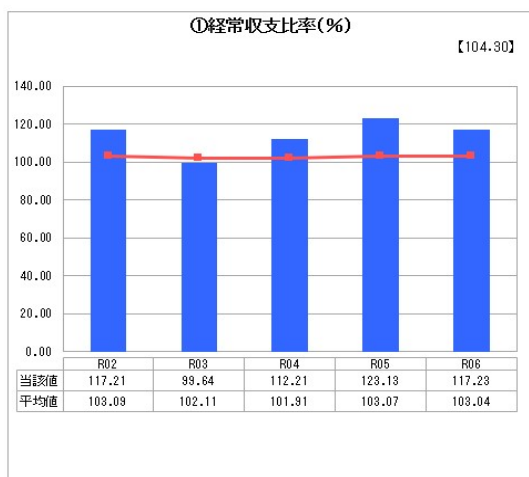
今回の見直しにおいて、近年の物価高騰等による更新費用の増加等を反映させたことにより、改定前に比べ約0.8億円の増加となりました。

# 経営比較分析表

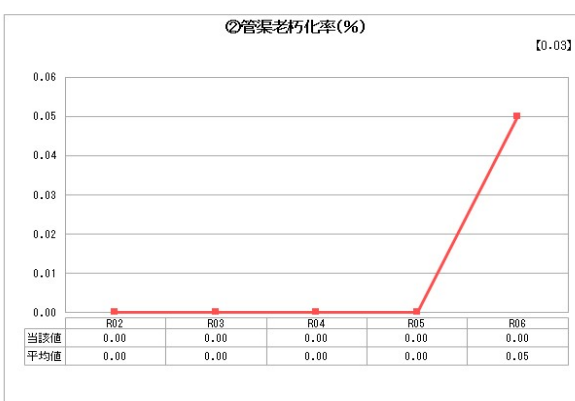
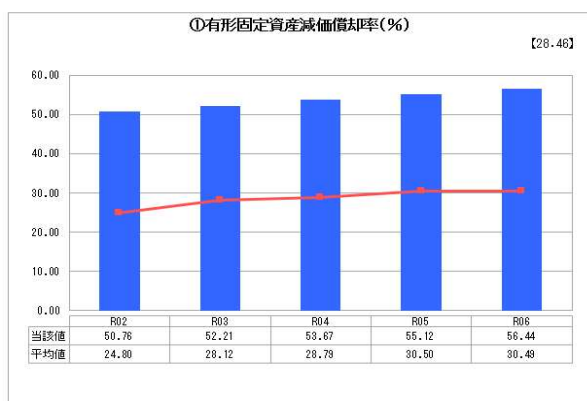
群馬県 伊勢崎市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	67.77	5.04	92.64	2,453

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
212,084	139.44	1,520.97
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
10,666	5.05	2,112.08

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 令和6年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

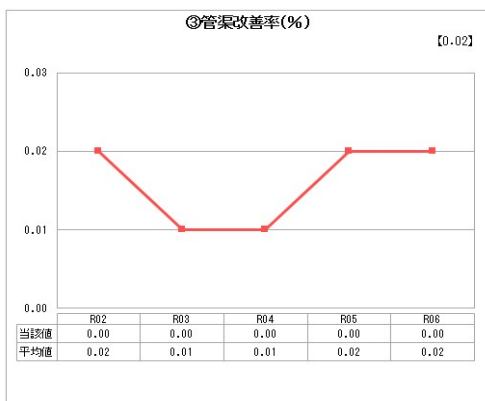
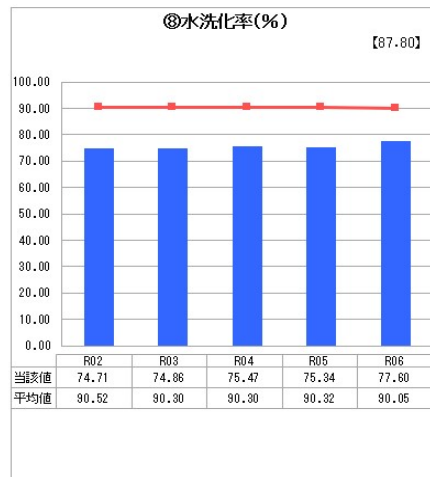
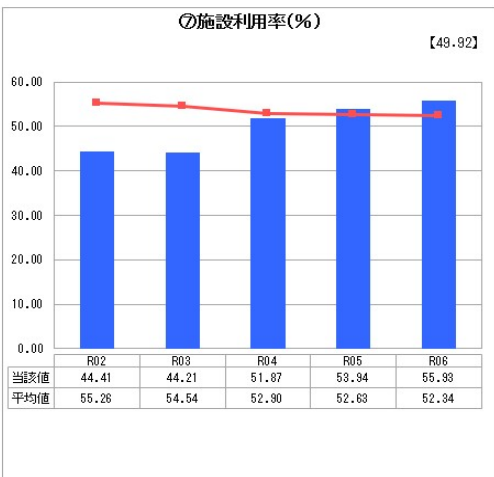
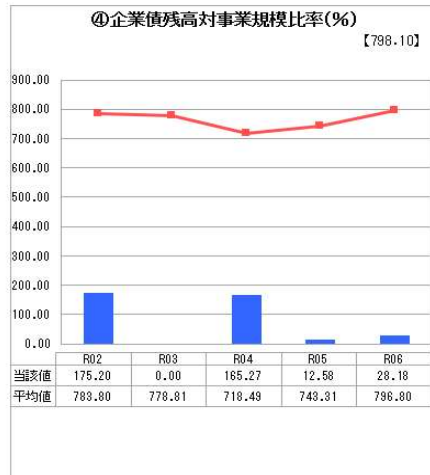
(1)各指標と現状の分析  
 令和2年度より地方公営企業法の適用を開始している。  
 ①単年度の収支が黒字であることを示す100%を上回っている。  
 ②累積欠損金が発生していないことを示す0%となっている。  
 ③100%未満であるが、未収金・現金預金の増等に加え、建設改良費等の財源に充てられた企業債が減少したことにより割合が増加している。  
 ④平均値より低い状況であり、近年は大きな建設投資関連事業を行っていない。  
 ⑤使用料改定により上昇したものの100%を下回る状況であり、使用料収入だけでは、汚水処理費を賄えていない。  
 ⑥平均値より低い状況であり、効率的な汚水処理が行われている。  
 ⑦⑧施設利用率は平均値と同等であるが、水洗化率は平均値より低い状況であり、今後も接続促進を進める必要がある。  
 (2)課題に対する今後の取組等  
 類似団体と比較すると、汚水処理原価が低いことから効率的な汚水処理が行えている。その一方で、水洗化率が低く、使用料改定を実施したものの使用料収入が十分に確保できていないため、経費回収率は低い。このため、今後も段階的な使用料改定を進め、収入増加を図るとともに、施設稼働の最適化も踏まえ、今後も市民の理解を得ながら接続促進に努める。

2. 老朽化の状況について

(1)各指標と現状の分析  
 ①平均値より高い状況であり、各資産の老朽化状態を考慮し、施設の改築・更新や公共下水道への編入を検討している。  
 ②③令和6年度末まで管渠の更新は行っていない。  
 (2)課題に対する今後の取組等  
 類似団体では管渠の更新が始まっているが、今後は資産台帳等を活用し、計画的な管渠の更新を予定している。

全体総括

(1)各指標と現状の分析  
 使用料改定を実施したものの農業集落排水の維持管理費は、未だ農業集落排水施設使用料で賄えていない状況だが、汚水処理原価の平均値との比較から効率的な汚水処理が行えている。今後は、施設利用率や水洗化率の平均値との比較から、水洗化率を向上させ、施設利用率の向上を図る必要がある。  
 (2)課題に対する今後の取組等  
 農業集落排水整備区域内の接続促進を進め、施設利用率を向上させると共に、今後も段階的な使用料改定を進めることで経費回収率を向上させる。これにより、農業集落排水事業の健全で持続可能な経営管理に努めていく。また、処理施設の老朽化対策の一環として、公共下水道への編入の検討も引き続き行う。



できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

様式第2号（法適用企業・収益的収支）  
農業集落排水事業

投資・財政計画  
（収支計画）

区 分		年 度		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
		〔 決算 〕	〔 決算 〕	〔 決算 〕	〔 決算 〕	〔 決算 〕	〔 決算 〕	〔 見 込 〕	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	76,922	76,830	77,094	87,620	88,954	88,228		
	(1) 料 金 収 入	76,922	76,830	77,094	87,620	88,954	88,226		
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)								
	(3) そ の 他	0	0	0	0	0	2		
	2. 営 業 外 収 益	260,395	320,283	338,424	310,063	293,015	288,412		
	(1) 補 助 金	168,148	224,462	239,479	210,352	194,674	188,987		
	他 会 計 補 助 金	168,148	224,462	239,479	210,352	194,674	188,987		
	そ の 他 補 助 金								
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	92,153	95,683	97,367	99,588	97,941	97,824		
	(3) そ の 他	94	138	1,578	123	400	1,601		
収 入 計 (C)	337,317	397,113	415,518	397,683	381,969	376,640			
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	286,224	303,874	292,895	302,412	329,483	359,110		
	(1) 職 員 給 与 費	19,852	18,151	20,259	23,433	37,585	29,566		
	基 本 給	11,357	10,442	10,732	11,483	12,762	13,579		
	退 職 給 付 費	0	0	446	1,771	13,630	1,655		
	そ の 他	8,495	7,709	9,081	10,179	11,193	14,332		
	(2) 経 費	99,231	117,817	104,267	110,158	128,464	166,088		
	動 力 費	22,040	33,247	23,737	25,443	28,083	35,100		
	修 繕 費	6,179	15,204	1,258	1,036	1,980	1,985		
	材 料 費	603	566	602	588	785	864		
	そ の 他	70,409	68,800	78,670	83,091	97,616	128,139		
(3) 減 価 償 却 費	167,141	167,906	168,369	168,821	163,434	163,456			
2. 営 業 外 費 用	52,327	50,030	44,561	36,835	31,992	29,409			
(1) 支 払 利 息	48,487	40,051	32,700	26,720	22,742	20,391			
(2) そ の 他	3,840	9,979	11,861	10,115	9,250	9,018			
支 出 計 (D)	338,551	353,904	337,456	339,247	361,475	388,519			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 1,234	43,209	78,062	58,436	20,494	△ 11,879			
特 別 利 益 (F)	22,711	6,736	512	0	0	2			
特 別 損 失 (G)	0	8	0	130	333	183			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	22,711	6,728	512	△ 130	△ 333	△ 181			
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)	21,477	49,937	78,574	58,306	20,161	△ 12,060			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)									
流 動 資 産 (J)	115,998	123,645	193,032	223,144	268,294	237,197			
う ち 未 収 金	24,722	19,783	17,545	38,524	27,665	9,705			
流 動 負 債 (K)	338,658	314,702	284,853	252,576	255,179	211,343			
う ち 建 設 改 良 費 分	305,099	277,605	239,538	225,256	213,178	188,606			
う ち 一 時 借 入 金	0								
う ち 未 払 金	31,699	35,316	43,451	25,312	39,693	20,429			
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )	-	-	-	-	-	-			
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (L)	-	-	-	-	-	-			
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	76,922	76,830	77,094	87,620	88,954	88,228			
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ( (L) / (M) × 100 )	-	-	-	-	-	-			
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (N)	-	-	-	-	-	-			
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	-	-	-	-	-	-			
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 した 事 業 の 規 模 (P)	76,922	76,830	77,094	87,620	88,954	88,228			
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 した 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )	-	-	-	-	-	-			

収支シミュレーション 別紙⑤

(単位：千円，%)

区 分		年 度					
		2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度	2031年度 令和13年度	2032年度 令和14年度
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	88,316	101,951	103,338	104,918	101,521	117,876
	(1) 料金収入	88,316	101,951	103,338	104,918	101,521	117,876
	(2) 受託工事収益 (B)						
	(3) その他						
	2. 営業外収益	261,377	247,763	247,084	247,183	252,554	237,058
	(1) 補助金	160,900	145,211	142,264	140,621	144,460	127,647
	他会計補助金	160,900	145,211	142,264	140,621	144,460	127,647
	その他補助金						
	(2) 長期前受金戻入	100,476	102,551	104,819	106,561	108,093	109,410
	(3) その他	1	1	1	1	1	1
収 入 計 (C)	349,693	349,714	350,422	352,101	354,075	354,934	
収 益 的 支 出	1. 営業費用	323,181	325,193	327,863	330,005	332,759	335,595
	(1) 職員給与費	23,291	23,595	23,878	24,141	24,382	24,627
	基本給	11,620	11,771	11,912	12,043	12,163	12,285
	退職給付費	1,678	1,700	1,720	1,739	1,756	1,774
	その他	9,993	10,124	10,246	10,359	10,463	10,568
	(2) 経費	136,742	138,019	139,309	140,613	141,930	143,248
	動力費	25,697	25,955	26,214	26,476	26,741	27,008
	修繕費	5,730	5,787	5,845	5,904	5,963	6,022
	材料費	875	884	892	902	911	920
	その他	104,440	105,393	106,358	107,331	108,315	109,298
(3) 減価償却費	163,148	163,579	164,676	165,251	166,447	167,720	
2. 営業外費用	24,963	22,541	21,319	20,384	19,999	17,649	
(1) 支払利息	17,959	16,703	15,540	14,562	13,725	12,819	
(2) その他	7,004	5,838	5,779	5,822	6,274	4,830	
支 出 計 (D)	348,144	347,734	349,182	350,389	352,758	353,244	
経常損益 (C)-(D) (E)	1,549	1,980	1,240	1,712	1,317	1,690	
特別利益 (F)							
特別損失 (G)							
特別損益 (F)-(G) (H)							
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	1,549	1,980	1,240	1,712	1,317	1,690	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)							
流動資産 (J)	245,704	250,170	247,804	237,175	220,505	201,279	
うち未収金	14,131	19,409	19,451	19,560	19,640	22,680	
流動負債 (K)	188,342	179,529	154,053	145,704	137,127	132,602	
うち建設改良費分	161,123	152,048	126,309	117,696	108,855	104,066	
うち一時借入金							
うち未払金	25,223	25,459	25,698	25,939	26,182	26,425	
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )	-	-	-	-	-	-	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資金の不足額 (L)	-	-	-	-	-	-	
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	88,316	101,951	103,338	104,918	101,521	117,876	
地方財政法による 資金不足の比率 ( (L) / (M) × 100 )	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (N)	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (O)	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (P)	88,316	101,951	103,338	104,918	101,521	117,876	
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ( (N) / (P) × 100 )	-	-	-	-	-	-	

様式第2号（法適用企業・資本的収支）  
農業集落排水事業

投資・財政計画  
（収支計画）

年 度 区 分		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
		令和3年度 〔 決算 〕	令和4年度 〔 決算 〕	令和5年度 〔 決算 〕	令和6年度 〔 決算 〕	令和7年度 決算 〔 見 込 〕	令和8年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	163,700	144,500	137,200	116,700	108,900	105,700
	うち資本費平準化債	163,700	144,500	137,200	103,400	102,300	94,100
	2. 他 会 計 出 資 金						
	3. 他 会 計 補 助 金	133,189	60,225	60,144	60,817	61,260	58,404
	4. 他 会 計 負 担 金						
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国（都道府県）補助金		2,000		18,000	12,000	12,000
	7. 固定資産売却代金			82			
	8. 工 事 負 担 金	7,610	7,545	14,205	5,200	3,620	8,455
	9. そ の 他					0	1
	計 (A)	304,499	214,270	211,631	200,717	185,780	184,560
	(A)のうち翌年度へ繰り越 される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	304,499	214,270	211,631	200,717	185,780	184,560
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	16,258	19,195	21,318	42,416	25,300	35,253
	うち職員給与費						
	2. 企 業 債 償 還 金	325,133	305,098	277,605	239,538	225,256	213,178
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
	5. そ の 他						
計 (D)	341,391	324,293	298,923	281,954	250,556	248,431	
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (E)		36,892	110,023	87,292	81,237	64,776	63,871
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	36,892	82,036	69,440	69,268	61,454	50,383
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他		27,987	17,852	11,969	3,322	13,488
計 (F)	36,892	110,023	87,292	81,237	64,776	63,871	
補填財源不足額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)		2,027,509	1,866,911	1,726,506	1,603,668	1,487,312	1,379,834

○他会計繰入金

年 度 区 分		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
		令和3年度 〔 決算 〕	令和4年度 〔 決算 〕	令和5年度 〔 決算 〕	令和6年度 〔 決算 〕	令和7年度 決 算 〔 見 込 〕	令和8年度
収 益 的 収 支 分		168,148	224,462	239,479	210,352	194,674	188,987
	うち基準内繰入金	133,356	122,121	114,174	101,522	92,933	89,786
	うち基準外繰入金	34,792	102,341	125,305	108,830	101,741	99,201
資 本 的 収 支 分		133,189	60,225	60,144	60,817	61,260	58,404
	うち基準内繰入金	59,659	60,225	60,144	60,817	61,260	58,404
	うち基準外繰入金	73,530	0	0	0	0	0
合 計		301,337	284,687	299,623	271,169	255,934	247,391

収支シミュレーション 別紙⑥

(単位：千円)

年 度 区 分		2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	94,900	75,300	68,400	50,000	43,300	36,500
	うち資本費平準化債	77,700	58,100	51,200	32,800	26,100	19,300
	2. 他 会 計 出 資 金						
	3. 他 会 計 補 助 金	73,031	63,675	54,587	38,122	30,224	25,302
	4. 他 会 計 負 担 金						
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国（都道府県）補助金						
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工 事 負 担 金	8,455	8,455	8,455	8,455	8,455	8,455
	9. そ の 他						
	計 (A)	176,386	147,430	131,442	96,577	81,979	70,257
	(A)のうち翌年度へ繰り越 される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	176,386	147,430	131,442	96,577	81,979	70,257
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	25,710	25,710	25,710	25,710	25,710
うち職員給与費							
2. 企 業 債 償 還 金		188,605	161,123	152,048	126,309	117,696	108,855
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金							
4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他							
計 (D)	214,315	186,833	177,758	152,019	143,406	134,565	
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (E)		37,929	39,403	46,316	55,442	61,427	64,308
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	37,929	39,403	46,316	55,442	61,427	64,308
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他						
計 (F)	37,929	39,403	46,316	55,442	61,427	64,308	
補填財源不足額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)		1,286,129	1,200,306	1,116,658	1,040,349	965,953	893,598

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度 区 分		2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収益的収支分		160,900	145,211	142,264	140,621	144,460	127,647
	うち基準内繰入金	83,857	80,995	78,696	76,584	75,441	74,522
	うち基準外繰入金	77,043	64,216	63,568	64,037	69,019	53,125
資本的収支分		73,031	63,675	54,587	38,122	30,224	25,302
	うち基準内繰入金	55,031	45,675	36,587	18,122	10,224	5,302
	うち基準外繰入金	18,000	18,000	18,000	20,000	20,000	20,000
合 計		233,931	208,886	196,851	178,743	174,684	152,949

## 原価計算表

農業集落排水事業

供用開始年月日 昭和54年11月1日  
 処理区域内人口 10,666人(令和7年4月1日)  
 計算期間 令和9年4月～令和14年3月  
 (5年間)

### 収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
	千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)	87,620	100,009		100,009
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他	310,063	251,192		251,192
合 計	397,683	351,201	0	351,201

### 支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
	千円	千円	千円	千円
管 渠 費				
修 繕 費	312	742		742
材 料 費	588	608		608
委 託 料	400	2,663		2,663
そ の 他	3,092	4,896		4,896
小 計	4,392	8,909	0	8,909
処 理 場 費				
動 力 費	24,035	24,766		24,766
修 繕 費	724	5,039		5,039
委 託 料	59,898	85,620		85,620
そ の 他	11,994	6,432		6,432
小 計	96,651	121,857	0	121,857
一 般 管 理 費				
人 件 費				
給 料	11,243	11,902	1,487	10,415
諸 手 当	8,950	8,261	1,392	6,869
福 利 費	3,240	3,350	418	2,932
そ の 他	18,245	14,453		14,453
小 計	41,678	37,966	3,297	34,669
資 本 費				
支 払 利 息	26,720	15,698	15,698	0
減 価 償 却 費	69,233	60,120	60,120	0
企 業 債 取 扱 諸 費	985	672		672
小 計	96,938	76,490	75,818	672
合 計 (Y)	239,659	245,222	79,115	166,107

資 産 維 持 費 ( Z )	0
使用料対象経費 ( Y ) + ( Z )	166,107

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 60.21\%$$

#### <使用料水準についての説明>

本市農業集落排水事業においては、使用料は令和6年度に使用料改定を実施したものの、他都市と比べても低い水準にあります。現在、使用料収入ですべての事業支出を賄うことが困難なことから、一般会計からの基準外の繰入を受けることで財政を維持している状況にあるので、このような状況を改善し、適正な財政収支構造とするよう改善していくことが必要となっています。この経営戦略の中では、令和6年度に実施した使用料改定に続き、10、14年度にそれぞれ15%の使用料改定を段階的に行うことを想定しており、令和14年度には国土交通省が示す基準使用料単価を150円/m<sup>3</sup>に近い値となるよう見込んでいます。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

# 伊勢崎市特定地域生活排水処理事業経営戦略(案)

団 体 名 : 伊勢崎市

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業(\*3)

策 定 日 : 令和 5 年 3 月

改 定 日 : 令和 8 年 9 月 (予定)

計 画 期 間 : 令和 5 年度 ~ 令和 14 年度

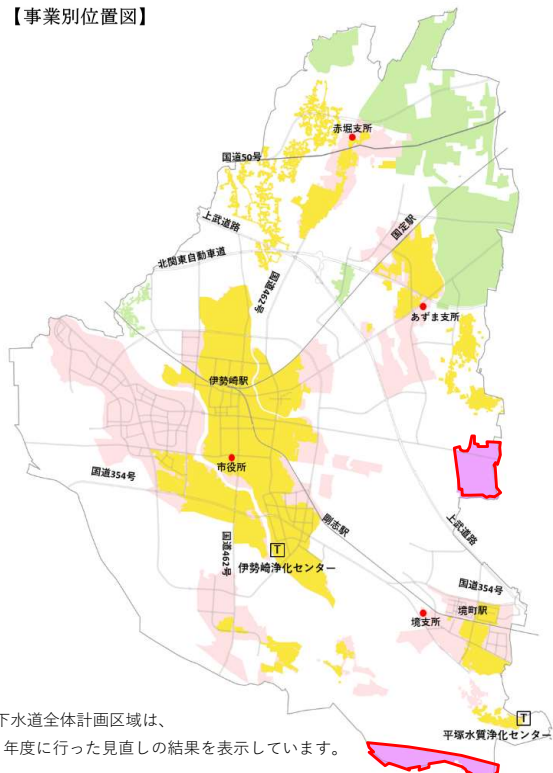
## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

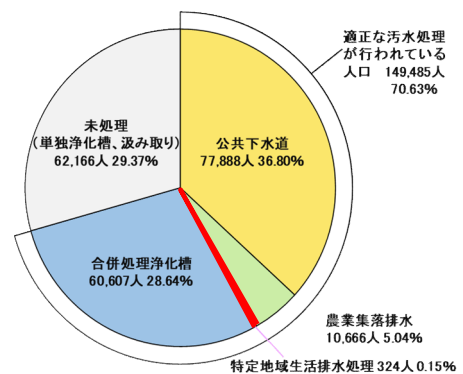
供用開始年度 (供用開始後年数)	平成22年11月15日 (15年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分(*4)	全部適用 (令和2年4月1日)
処理区域内 人口密度(*7)	1.5人/ha [R6決算]	流域下水道等 への接続の有無(*9)	無
処理区数	2地区(境東新井地区、境島村南部地区)		
処理場数	令和6年度 141基 境東新井地区 : 5人槽-38基、7人槽-31基、10人槽-9基 境島村南部地区 : 5人槽-19基、7人槽-42基、10人槽-1基、30人槽-1基		
広域化・共同化・ 最適化実施状況(*12)	なし		

【事業別位置図】



※公共下水道全体計画区域は、令和7年度に行った見直しの結果を表示しています。

【事業別汚水処理人口(令和6年度末)】



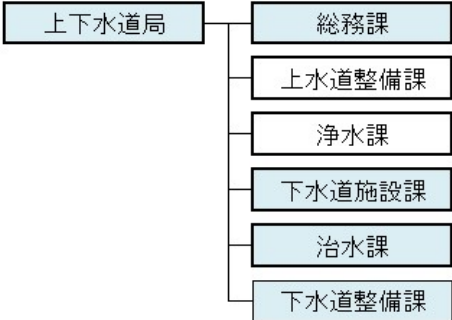
凡例

区分	内容	表記
公共下水道	整備済区域	黄色
	全体計画区域	ピンク
農業集落排水事業区域		緑色
特定地域生活排水処理区域		紫色

## ② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方(*13)</p>	<p>[一般用] ○計算式 ・使用料(税込)=(基本料+排水した汚水量×使用料単価)×1.1 ※ 1円未満の端数が生じたときは切り捨て ○考え方 ・基本使用料に従量使用料を加えた、二部使用料制 ・基本使用料には基本水量はなし ・従量使用料は、使用水量の増加に伴い使用料の単価が高くなる累進使用料制を採用 令和6年度に使用料改定実施</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R6年度から</th> <th>R6年度以前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料(1か月あたり)</td> <td>700円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>従量使用料(1㎡につき)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1~10㎡まで</td> <td>58円</td> <td>53円</td> </tr> <tr> <td>11~25㎡まで</td> <td>95円</td> <td>93円</td> </tr> <tr> <td>26~50㎡まで</td> <td>106円</td> <td>106円</td> </tr> <tr> <td>51~250㎡まで</td> <td>109円</td> <td>109円</td> </tr> <tr> <td>251㎡~</td> <td>113円</td> <td>113円</td> </tr> </tbody> </table>		R6年度から	R6年度以前	基本使用料(1か月あたり)	700円	450円	従量使用料(1㎡につき)			1~10㎡まで	58円	53円	11~25㎡まで	95円	93円	26~50㎡まで	106円	106円	51~250㎡まで	109円	109円	251㎡~	113円	113円
	R6年度から	R6年度以前																								
基本使用料(1か月あたり)	700円	450円																								
従量使用料(1㎡につき)																										
1~10㎡まで	58円	53円																								
11~25㎡まで	95円	93円																								
26~50㎡まで	106円	106円																								
51~250㎡まで	109円	109円																								
251㎡~	113円	113円																								
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>一般用に含まれる</p>																									
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p>[公衆浴場用] ○考え方と計算式は、一般用に同じ 令和6年度使用料改定では、従前の使用料を据置</p> <p>[臨時用] ○考え方と計算式は一般用に同じ</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R6年度から</th> <th>R6年度以前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料(1か月あたり)</td> <td>450円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>従量使用料(1㎡につき)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1~200㎡まで</td> <td>30円</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>201㎡~</td> <td>50円</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R6年度から</th> <th>R6年度以前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料(1か月あたり)</td> <td>700円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>従量使用料(1㎡につき)</td> <td>260円</td> <td>260円</td> </tr> </tbody> </table>		R6年度から	R6年度以前	基本使用料(1か月あたり)	450円	450円	従量使用料(1㎡につき)			1~200㎡まで	30円	30円	201㎡~	50円	50円		R6年度から	R6年度以前	基本使用料(1か月あたり)	700円	450円	従量使用料(1㎡につき)	260円	260円
	R6年度から	R6年度以前																								
基本使用料(1か月あたり)	450円	450円																								
従量使用料(1㎡につき)																										
1~200㎡まで	30円	30円																								
201㎡~	50円	50円																								
	R6年度から	R6年度以前																								
基本使用料(1か月あたり)	700円	450円																								
従量使用料(1㎡につき)	260円	260円																								
<p>条例上の使用料(*18) (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和6年度</td> <td>2,453円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>2,101円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2,101円</td> </tr> </table>	令和6年度	2,453円	令和5年度	2,101円	令和4年度	2,101円	<p>実質的な使用料(*19) (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度</td> <td>2,512円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>2,198円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2,193円</td> </tr> </table>	令和6年度	2,512円	令和5年度	2,198円	令和4年度	2,193円												
令和6年度	2,453円																									
令和5年度	2,101円																									
令和4年度	2,101円																									
令和6年度	2,512円																									
令和5年度	2,198円																									
令和4年度	2,193円																									

## ③ 組織

<p>職員数(*38)</p>	<p>0人(上下水道局において兼務)</p>	
<p>事業運営組織</p>		<p>令和2年度に水道局と都市計画部の下水道関連2課を統合し、上下水道局として水道事業と下水道事業を一括して運営する組織体制としました。 また、令和5年度に雨水関連施設の維持管理を担当するため治水課を設置しました。 ※治水課職員は、建設部治水課の職員が併任しており、人件費は一般会計が負担しています。</p>

## (2)民間活力の活用等

<p>民間活用の状況</p>	<p>ア 民間委託(包括的民間委託(*23)を含む)</p>	<p>主なもの:浄化槽の保守点検及び清掃業務</p>
<p></p>	<p>イ 指定管理者制度(*24)</p>	<p>なし</p>
<p></p>	<p>ウ PPP・PFI(*25)</p>	<p>なし</p>
<p>資産活用の状況</p>	<p>ア エネルギー利用(*26) (下水熱・下水汚泥・発電等)</p>	<p>なし</p>
<p></p>	<p>イ 土地・施設等利用(*28) (未利用土地・施設の活用等)</p>	<p>なし</p>

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

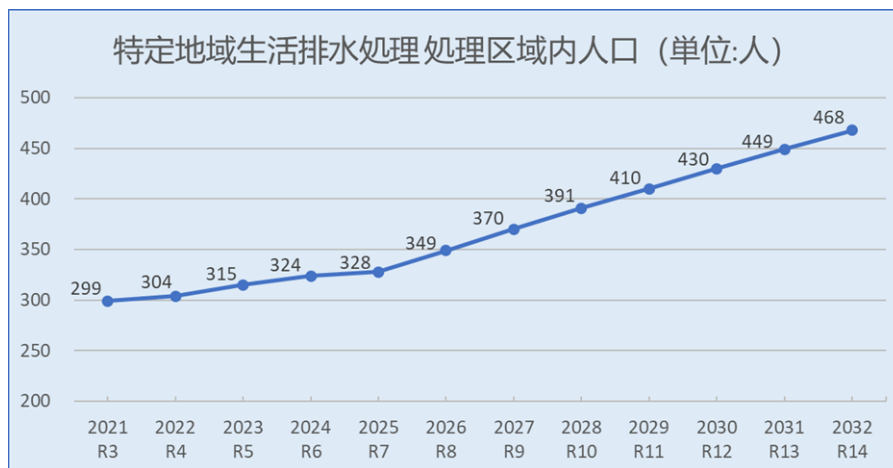
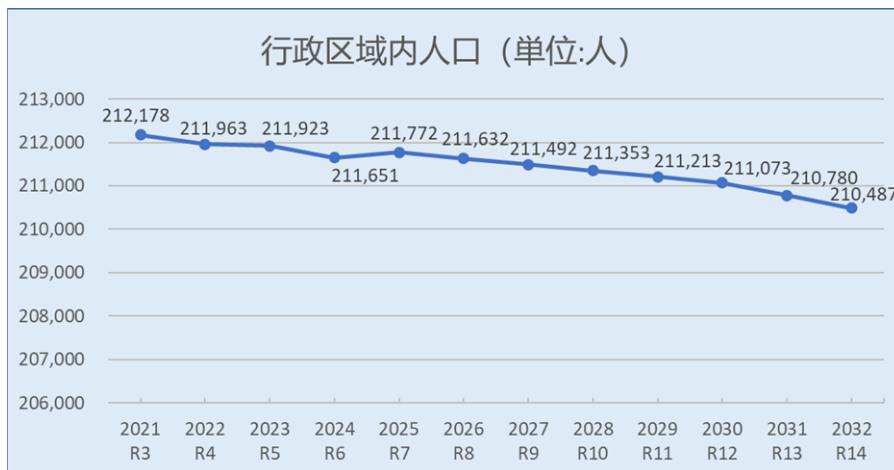
令和6年度 経営比較分析表 別紙⑦(P. 46～47)のとおり

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

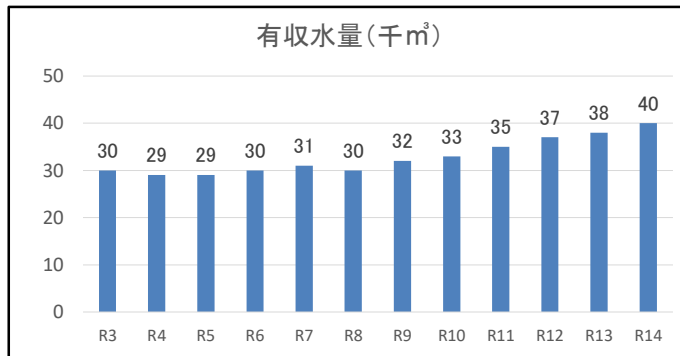
本市の行政区域内人口(\*29)の見通しは、伊勢崎市人口ビジョン(\*30)における人口の将来展望を基本としています。

本事業は、浄化槽を毎年度10基新規に設置する予定としており、それに伴い処理区域内人口は増加していくと見込んでいます。



## (2) 有収水量の予測

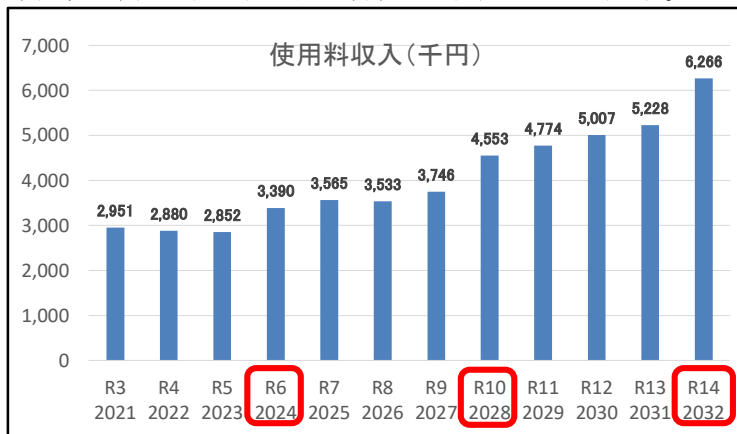
本事業は、前述の「(1)処理区域内人口の予測」に記載したとおり、毎年度10基の浄化槽の増設に伴い、処理区域内人口が増加することにより、有収水量も増加していくと見込んでいます。



## (3) 使用料収入の見通し

本事業は、市が浄化槽の使用者から、保守点検、清掃、法定検査等の維持管理にかかる費用相当額を、使用料として徴収し、浄化槽の維持管理を行うことで運営をしています。

使用料収入は、前述の「(1)処理区域内人口の予測」と「(2)有収水量の予測」を反映し、増加すると見込んでいます。今後、財政の健全化を図り、使用料水準を適正化していくため、令和6年度に実施した使用料改定に続き、今後、10年度、14年度に各15%の使用料改定を行うことが必要です。



使用料は、令和6年度に改定を実施。10、14年度に改定を行うことを見込んでいます。

## (4) 施設の見通し

### ア 既存施設の状況

本事業は市設置型の浄化槽事業として、合併処理浄化槽により汚水処理を進めることとした特定地域において実施しています。地域内の希望者から分担金を徴収し、市が個人の敷地内に浄化槽の設置工事を行っています。

平成22年度から供用を開始しており、今後も毎年度10基の浄化槽設置を進めていきます。

既に設置済みの浄化槽は、初期のものでも設置後15年を経過したところであり、未だ更新の必要性は生じていません。

## (5) 組織の見通し

令和2年度に地方公営企業法の適用を開始したことを機に、水道局と都市計画部の下水道関連2課を統合し、上下水道局として水道事業と下水道事業を一括して運営する体制が整えられ、令和5年度に雨水関連施設の維持管理を担当するため治水課を設置し、現在に至っています。

下水道事業は、今後も普及率を高めるための建設投資は維持しつつも、効率的な事業運営を進めていくことが必要であり、また、災害時の対応力も維持・向上する必要もあるなど、組織力の維持強化は重要です。

市組織全体においても職員の高齢化・ベテラン職員の退職が進む一方で、若年層の職員の確保が容易ではない状況にあります。長期的視点で人材確保を進め世代構成を適正化するとともに、上下水道事業で培ってきた知識とノウハウを共有するだけでなく、これらを組織的に継承し、向上させる取り組みを続けます。

今後も組織全体の業務の進め方について常に点検を行い、適宜必要な業務改善を行いながら、経営基盤の強化を進めていきます。

### 3. 経営の基本方針

汚水処理における諸課題に対処し市総合計画に掲げる「適切な生活排水処理の推進」を目指す「持続可能な事業運営」の観点に基づいた以下の基本方針とそれを具体化するための関連計画/事業に取り組めます。

#### (1) 適切な生活排水処理の推進

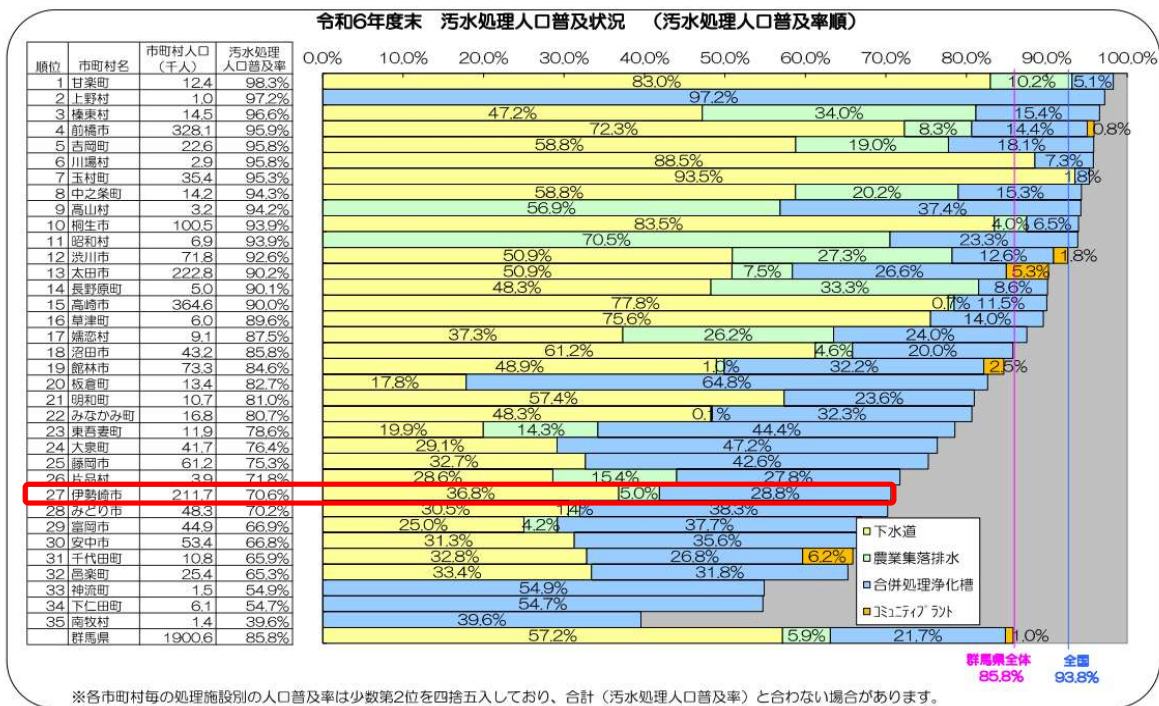
- 地域に適した効率的な汚水処理の推進による汚水処理人口普及率(※33)の向上
- 河川や水路などの水質保全、生活環境の改善

#### 【解説】

河川や水路などの水質保全、生活環境の向上を進めていくためには、公共下水道等による生活排水処理を的確に進めていくことが必要です。しかし、本市の汚水処理人口普及率は群馬県内や全国の平均と比較し依然として低い状況にあるため、普及率の向上が重要課題です。

公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業を行う上で、地域に適した効率的な生活排水処理方法を検討しつつ、合併処理浄化槽(個人設置型)への転換と合わせて「汚水処理基本計画」に示した **令和23(2041)年度末の汚水処理人口普及率約90%** を目指していきます。

特定地域生活排水処理事業は、この目標達成の一翼を担っています。



出典：群馬県HP 下水処理人口普及状況(汚水処理人口普及率順)(pref.gunma.jp)

#### (2) 汚水処理の適切な機能継続と維持管理の実施

- 市設置浄化槽の普及促進
- 設置済み浄化槽の適正な維持管理

#### 【解説】

周辺他市町村で既に始まっていた人口減少傾向が、本市でも令和元年度から顕在化しています。今後、人口減少や節水型の生活様式が定着していくこと等に伴い、施設整備の進捗による使用料収入の伸びが鈍化していきます。一方で、今後は施設の維持管理に加え、老朽化対策を進めていくための更新経費の増加が見込まれます。

これらのことから、効率的な整備を進めるとともに、適切な機能継続と維持管理を図る必要があります。

前述の「(4) 施設の見直し」で示したように、「令和23(2041)年度末に汚水処理人口普及率を約90%(概成とする)目標達成に向け、今後も公共下水道事業や農業集落排水事業等と協調し、本事業を推進していくことが必要です。今後も市民の方の理解が得られるよう啓発活動を積極的に行い、浄化槽の設置促進に努めていきます。

また、設置済み浄化槽については、汚水処理が適正に行われるよう、定期的に点検管理、修繕等を行っていきます。

### (3) 持続可能な事業運営の実現

#### ○財政健全化のための取組の推進

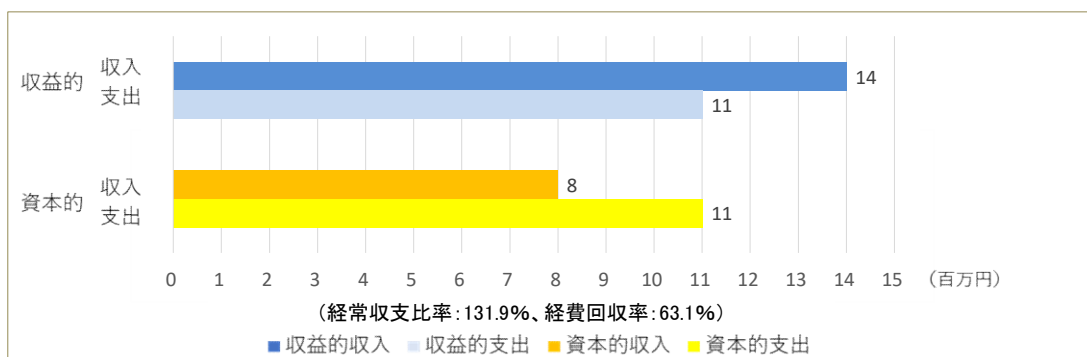
##### 【解説】

前術のように使用料収入の伸びが鈍化していく一方で、事業を支える使用料は、令和6年度使用料改定を実施したものの、全国平均と比べても低い水準にあります。現在の財政状況では、使用料収入で全ての事業支出を賄うことが困難なことから、一般会計からの基準外繰入金(基準外繰入金の一部には、下水道整備区域外の市民の税金を含む)を受けることで財政を維持している状況にあります。

使用料改定を実施した直近の令和6年度決算の経常収支比率(\*34)は、131.9%となり健全経営の水準とされる100%を上回っていますが、経費回収率(\*35)は63.1%となり依然として100%を下回っており、本来使用料収入で賄う必要がある汚水処理経費を使用料収入だけでは賄うことができていない状況です。このような状況を改善し、適正な財政収支構造とするよう取り組んでいくことが今後必要です。

本市の特定地域生活排水処理事業は、令和2年度から地方公営企業法を適用し、企業会計方式による事業運営に移行したことで、財政収支構造や資産・負債・資本の関係を明確にして解決すべき課題を抽出し、経営の効率化・財政の健全化を進めています。これに合わせて適正な使用料水準の在り方を検討し、具体的な手続きとその作業スケジュール等の検討を進め、本事業の経費回収が適正に行える使用料へ改定していくことが必要です。

#### 特定地域生活排水処理事業の財政状況(令和6年度)



(注意) 収益的収入・支出は、消費税抜きで作成される、「別紙(法適・収益)」と対応しているため消費税抜きの表記となっています。資本的収入・支出は消費税込みで作成される「別紙(法適・資本)」と対応しているため、税込み表記となっています。

健全な財政状況を確保しつつ、着実かつ効率的で計画的な事業の執行が行われるよう、以下の管理指標を定め、事業の進行管理を行います。

#### 〔計画に基づく主な指標/目標値〕

指標名	実績値 R6年度	目標値 R14年度	望ましい 方向	解説
汚水処理人口普及率	70.6%	78.8%	↗	汚水処理施設を利用することができる市民の割合令和23年度末で概ね90%に達することを目指す。
農業集落排水の施設数 (統廃合の推進)	8施設	7施設	↘	農業集落排水事業の処理施設を統廃合し、公共下水道事業への編入を進める。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙⑧、⑨(P. 48～51)のとおり

本計画に基づき算出した主な経営指標は、以下のとおりです。

〔経営指標〕

指標名	現状値 R6年度	目標値		望ましい 方向	解説
		R9年度	R14年度		
経常収支比率 (%)	131.9	104.3	102.1	➡	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標
経費回収率 (%)	63.1	56.9	75.6	➡	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能。
使用料単価 (円)	114.2	118.2	156.3	➡	有収水量(使用料をいただいている排水量)1㎡あたりの使用料収入であり、使用料の水準を表す指標
汚水処理原価 (円)	181.0	207.8	206.6	↘	有収水量1㎡あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標
施設利用率 (%)	43.8	55.8	60.8	➡	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合、施設利用状況や適正規模の判断指標
水洗化率 (%)	100.0	100.0	100.0	➡	現在処理区域内人口のうち、実際に排水設備等を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	・ 浄化槽の新規設置及び単独浄化槽から合併浄化槽への転換を継続して進めるとともに、効率的に維持管理を行います。
<b>ア 浄化槽の新規設置・単独浄化槽から合併浄化槽への転換 約1.4億円</b> 生活環境の改善や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全等を図っていくため、浄化槽の新規設置及び単独浄化槽から合併浄化槽への転換を進めます。今後、令和14年度まで毎年度10基の浄化槽設置(転換を含む)を進めていきます。	

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>使用料単価を現在の114.2円/㎡から、国の通知「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」及びその留意事項に示されている要件(使用料単価150円/㎡)を目標にした取組を、積極的に実施していくことが求められています。</p> <p>・ 人口減少や節水型社会に耐え得る健全な経営基盤を構築し、その事業目的を達成することができる具体的な取組及び、その実施時期を踏まえた業績目標を、本経営戦略中で設定し実行していきます。</p> <p>・ 収入構成において、一般会計からの基準外繰入金に大きく依存している現状を改善するため、経費回収が適正に行える使用料水準の在り方等を検討し、具体的な投資・財政計画を作成し実行していきます。</p> <p>・ 本計画では、令和6(2024)年度に実施した使用料改定に続き、10(2028)、14(2032)年度にそれぞれ15%の使用料改定を見込み、これにより使用料単価や経費回収率を改善していきます。</p>
-----	--

本事業は、令和2年度に地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行しました。今回の経営戦略は、投資・財政計画の期間を令和5から14年度までの10年間と設定し、全期間を通して企業会計方式により計画しています。

#### ア 使用料収入 4,300万円

- ・既に整備済みの箇所については、人口減少傾向を考慮して緩やかに減収すると見込んでいます。
- ・新規に整備する箇所については、毎年度10基の浄化槽設置を行うことに伴う増収を見込んでいます。
- ・今回は財政の健全化を図るとともに収支均衡を確保するため、使用料改定(改定時期は令和6(実施済み)、10、14年度、改定率は各15%)を見込み、試算しています。

#### イ 企業債 9,200万円

- ・前述の投資(毎年度10基の整備)に充当する財源として、企業債を発行します。(7,500万円)
- ・浄化槽整備に係る世代間負担の公平を図るため、資本費平準化債(\*36)を継続して発行します。(1,700万円)

#### ウ 国庫補助金・県補助金 4,800万円

- ・浄化槽の整備に対し国・県から交付される補助金を、計画的に確保していきます。

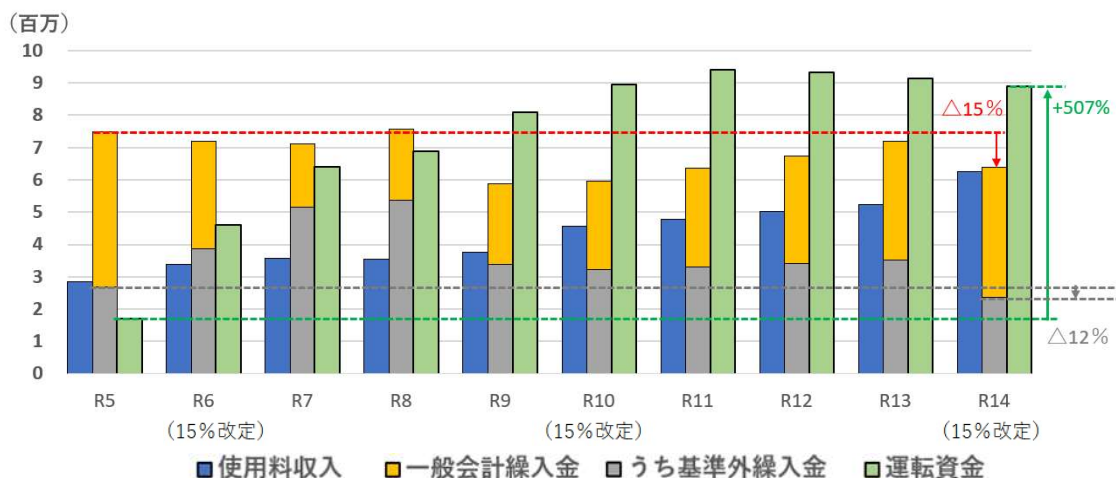
#### エ 一般会計繰入金(\*37) 6,800万円(収益的収入:6,800万円)

- ・基準内繰入金については、国の通知「地方公営企業繰入金について」により、分流式下水道等に要する経費等の繰出基準に基づいて算定した金額を、一般会計から繰り入れます。
- ・基準外繰入金については、事業経営に伴う収入で賄うことができないと見込まれる汚水資本費(元金償還金を含む)及び汚水維持管理費、建設改良等に対して、一般会計から繰り入れます。財政の健全化を図るとともに自主財源を確保するため、使用料の増収に合わせ基準外繰入金の規模を縮小させる計画としています。
- ・これらにより、一般会計からの繰入金総額は、令和14年度までに、令和5年度に比べて約15%減少し、そのうち基準外繰入金は約12%減少していきます。

#### オ 運転資金

今回、財政収支構造の改善に取り組むことで、令和14年度末の運転資金は、令和5年度に比べて約507%増加する見込みであり、経営が安定し円滑な事業運営が出来るようになります。

#### (財政計画)



#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

昨今の物価上昇を反映させるため、修繕費・委託料等について過去5年(令和2年から6年)の平均に中長期の経済財政に関する試算の物価上昇率を乗じた経費を見込みますが、他は経済変動による上昇は基本的に見込まず、令和8年度予算並みとしています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	平成22年度に供用開始したため、当面は改築・更新を行いません。浄化槽の新規設置は、毎年度10基を予定しています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。
その他の取組	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料については、令和6年度使用料改定を実施したものの、依然として経費回収率が低い状況にあります。今後、財務体質の改善を図るとともに、一般会計からの基準外繰入を縮小していくため、本経営戦略期間内において段階的な使用料改定が必要となります。
資産活用による収入増加の取組について	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。
その他の取組	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	これまでに使用料等の収納業務や施設の維持管理等について従来型の民間委託を導入していますが、委託する業務の拡大や高度化を検討していきます。
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	過去5年(令和2年から6年)の平均に中長期の経済財政に関する試算の物価上昇率を乗じた経費を見込んでいます。
委託費に関する事項	過去5年(令和2年から6年)の平均に中長期の経済財政に関する試算の物価上昇率を乗じた経費を見込んでいます。
その他の取組	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討していきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	計画期間中の事業実績を検証し、より質の高い経営戦略となるよう、概ね4年に1回の見直しを行っていきます。
---------------------	---

参考 今回の経営戦略の改定後と改定前の投資計画の比較

投資計画(10年間)

投資事業	改定後	改定前	増減
整備の拡充 (10基/年)	1.4億円	1.2億円	+0.2億円

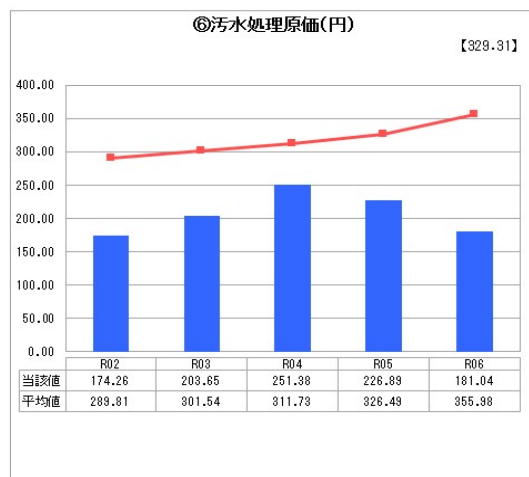
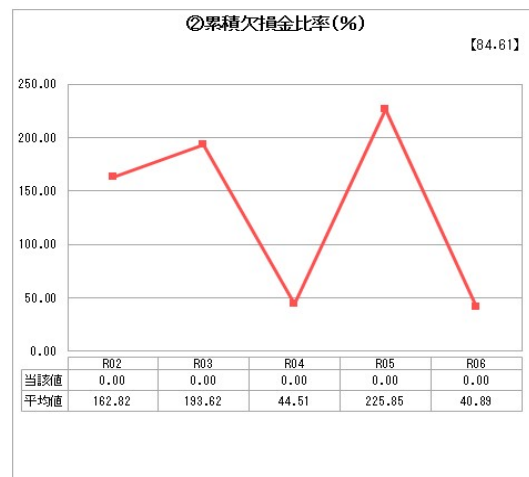
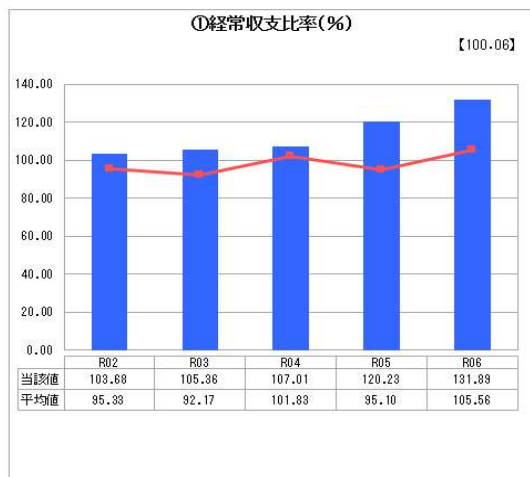
特定地域生活排水処理事業における投資計画については、年10基の浄化槽の設置費用として令和5～14年度の10年間で1.4億円の投資を見込んでいます。今回の見直しにおいて、近年の物価高騰等による整備費用の増加等を反映させたことにより、改定前に比べ約0.2億円の増加となりました。

# 経営比較分析表

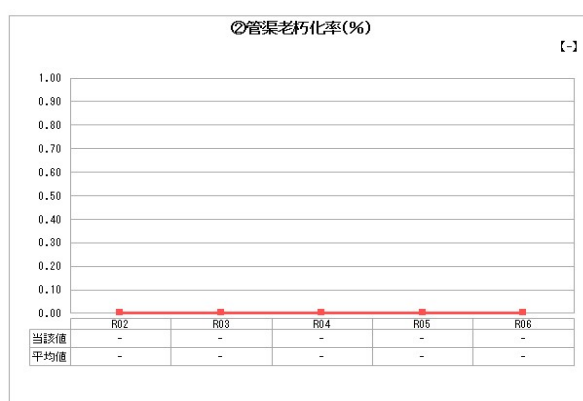
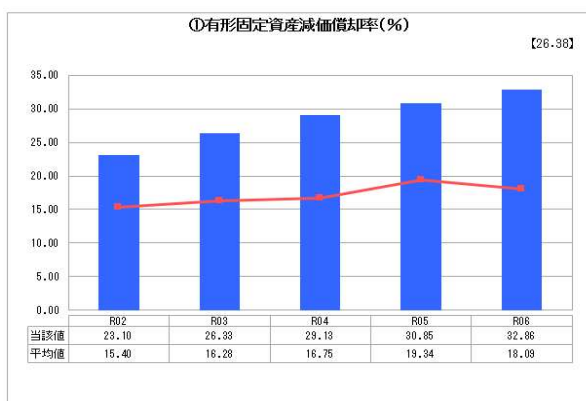
群馬県 伊勢崎市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	70.54	0.15	100.00	2,453

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
212,084	139.44	1,520.97
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
324	2.21	146.61

**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 令和6年度全国平均

**分析欄**

**1. 経営の健全性・効率性について**

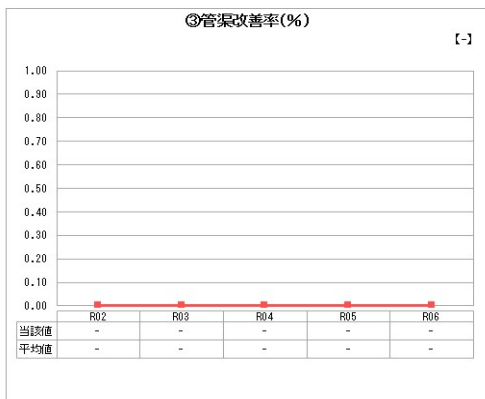
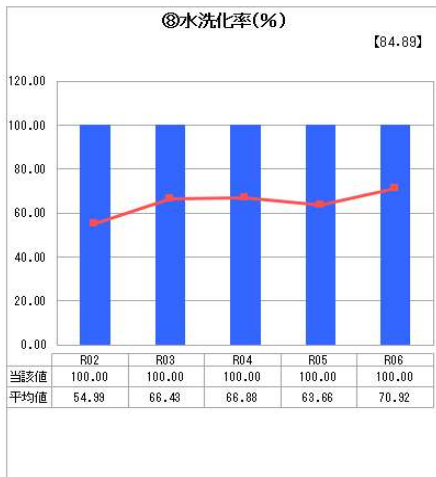
(1)各指標と現状の分析  
 令和2年度より地方公営企業法の適用を開始している。  
 ①単年度の収支が黒字であることを示す100%を上回っている。  
 ②累積欠損金が発生していないことを示す0%となっている。  
 ③未払金の減少、建設改良費等の財源に充てられた企業債の減少により、100%を上回っている。  
 ④平均値より低い状況であり、建設投資関連事業は小規模で推移している。  
 ⑤使用料改定により上昇したものの100%を下回る状況であり、使用料収入だけでは、汚水処理費を賅っていない。  
 ⑥平均値より低い状況であり、効率的な汚水処理が行われている。  
 ⑦利用者の高齢化や核家族の増加により世帯構成員が減少傾向にあり、排水量が少なく、平均値より低い状況となっている。  
 ⑧市で希望者の各戸に浄化槽を設置する戸別処理となっているため、100%となっている。  
 (2)課題に対する今後の取組等  
 類似団体と比較すると、汚水処理原価が低いことから効率的な汚水処理が行えている。その一方で、浄化槽設置基数が少なく、使用料改定を実施したものの使用料収入が十分に確保できていないため、経費回収率は低い。このため、今後も段階的な使用料の改定を進める。

**2. 老朽化の状況について**

(1)各指標と現状の分析  
 ①平均値より高い状況であり、各資産の老朽化状態を考慮し、浄化槽設置への投資を進めている。  
 (2)課題に対する今後の取組等  
 今後は、施設の修繕状況や資産台帳の活用等により、施設の更新について検討を予定している。

**全体総括**

(1)各指標と現状の分析  
 (1)各指標と現状の分析  
 経常収支比率は100%を超えている状況であり、汚水処理原価の平均値との比較から効率的な汚水処理が行えているが、使用料改定を実施したことにより、経費回収率は向上したものの、未だ6割台と、維持管理費を使用料で賅っていない。  
 (2)課題に対する今後の取組等  
 本事業は、公共下水道事業等の集合処理と異なり、市で希望者の各戸に浄化槽を設置する戸別処理となっているため、令和6年度末で141基の市設置浄化槽への接続率は100%となっている。  
 経費回収率の向上のため、今後も段階的な使用料改定を進めることで、健全で持続可能な経営管理に努めていく。



できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

様式第2号（法適用企業・収益的収支）  
特定地域生活排水処理事業

投資・財政計画  
（収支計画）

区 分		年 度		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
		[決算]	[決算]	[決算]	[決算]	[決算]	[決算]	[見込]	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	2,951	2,880	2,852	3,390	3,565	3,534		
	(1) 料 金 収 入	2,951	2,880	2,852	3,390	3,565	3,533		
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)								
	(3) そ の 他							1	
	2. 営 業 外 収 益	8,746	10,318	11,160	10,966	10,948	11,454		
	(1) 補 助 金	5,146	6,692	7,500	7,200	7,100	7,567		
	他 会 計 補 助 金	5,146	6,692	7,500	7,200	7,100	7,567		
	そ の 他 補 助 金								
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	3,600	3,626	3,660	3,763	3,838	3,877		
	(3) そ の 他				3	10	10		
収 入 計 (C)	11,697	13,198	14,012	14,356	14,513	14,988			
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	10,815	11,933	11,164	10,333	11,835	13,744		
	(1) 職 員 給 与 費								
	基 本 給 与 費								
	退 職 給 付 費								
	そ の 他								
	(2) 経 費	5,817	6,894	6,021	4,881	6,168	7,876		
	動 力 費								
	修 繕 費	451	848	1,533	458	1,160	1,450		
	材 料 費								
	そ の 他	5,366	6,046	4,488	4,423	5,008	6,426		
(3) 減 価 償 却 費	4,998	5,039	5,143	5,452	5,667	5,868			
2. 営 業 外 費 用	287	401	490	552	584	727			
(1) 支 払 利 息	47	31	34	57	115	238			
(2) そ の 他	240	370	456	495	469	489			
支 出 計 (D)	11,102	12,334	11,654	10,885	12,419	14,471			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	595	864	2,358	3,471	2,094	517			
特 別 利 益 (F)						2			
特 別 損 失 (G)						102			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)						△ 100			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	595	864	2,358	3,471	2,094	417			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)									
流 動 資 産 (J)	8,725	7,710	10,910	10,218	10,987	11,371			
う ち 未 収 金	887	1,415	3,145	2,685	1,287	1,030			
流 動 負 債 (K)	12,460	12,440	12,682	8,119	8,107	8,707			
う ち 建 設 改 良 費 分	5,864	6,080	3,471	2,503	3,530	4,234			
う ち 一 時 借 入 金									
う ち 未 払 金	6,596	6,360	9,211	5,616	4,577	4,473			
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )	-	-	-	-	-	-			
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	-	-	-	-	-	-			
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	2,951	2,880	2,852	3,390	3,565	3,534			
地 方 財 政 法 に よ り (L) / (M) × 100	-	-	-	-	-	-			
資 金 不 足 の 比 率 (N)	-	-	-	-	-	-			
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (O)	-	-	-	-	-	-			
解 消 可 能 資 金 不 足 額 (P)	2,951	2,880	2,852	3,390	3,565	3,534			
地 方 財 政 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	2,951	2,880	2,852	3,390	3,565	3,534			
地 方 財 政 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )	-	-	-	-	-	-			

収支シミュレーション 別紙⑧

(単位：千円，%)

区 分		年 度		2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度		
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	3,746	4,553	4,774	5,007	5,228	6,266		
	(1) 料 金 収 入	3,746	4,553	4,774	5,007	5,228	6,266		
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)								
	(3) そ の 他								
	2. 営 業 外 収 益	9,782	9,907	10,372	10,879	11,539	10,910		
	(1) 補 助 金	5,887	5,950	6,354	6,729	7,194	6,379		
	他 会 計 補 助 金	5,887	5,950	6,354	6,729	7,194	6,379		
	そ の 他 補 助 金								
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	3,885	3,947	4,008	4,140	4,335	4,521		
	(3) そ の 他	10	10	10	10	10	10		
収 入 計 (C)	13,528	14,460	15,146	15,886	16,767	17,176			
支 出 的 収 支	1. 営 業 費 用	12,338	12,839	13,414	14,043	14,842	15,638		
	(1) 職 員 給 与 費								
	基 本 給 与 費								
	退 職 給 付 費								
	そ の 他								
	(2) 経 費	6,279	6,627	6,978	7,336	7,700	8,069		
	動 力 費								
	修 繕 費	789	797	805	813	821	830		
	材 料 費								
	そ の 他	5,490	5,830	6,173	6,523	6,879	7,239		
(3) 減 価 償 却 費	6,059	6,212	6,436	6,707	7,142	7,569			
2. 営 業 外 費 用	627	760	916	1,059	1,189	1,186			
(1) 支 払 利 息	318	468	615	749	869	971			
(2) そ の 他	309	292	301	310	320	215			
支 出 計 (D)	12,965	13,599	14,330	15,102	16,031	16,824			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	563	861	816	784	736	352			
特 別 利 益 (F)									
特 別 損 失 (G)									
特 別 損 益 (F)-(G) (H)									
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	563	861	816	784	736	352			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)									
流 動 資 産 (J)	16,352	17,673	18,643	19,482	20,147	20,444			
う ち 未 収 金	1,295	1,404	1,444	1,484	1,523	1,739			
流 動 負 債 (K)	13,335	14,595	15,327	16,392	17,367	18,665			
う ち 建 設 改 良 費 分	4,723	5,688	6,121	6,882	7,548	8,533			
う ち 一 時 借 入 金									
う ち 未 払 金	8,612	8,907	9,206	9,510	9,819	10,132			
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )	-	-	-	-	-	-			
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	-	-	-	-	-	-			
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	3,746	4,553	4,774	5,007	5,228	6,266			
地 方 財 政 法 に よ り (L) / (M) × 100	-	-	-	-	-	-			
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	-	-	-	-	-	-			
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	-	-	-	-	-	-			
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	3,746	4,553	4,774	5,007	5,228	6,266			
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た (N) / (P) × 100	-	-	-	-	-	-			
資 金 不 足 比 率									

様式第2号（法適用企業・資本的収支）  
特定地域生活排水処理事業

投資・財政計画  
（収支計画）

年 度 区 分		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
		令和3年度 〔 決算 〕	令和4年度 〔 決算 〕	令和5年度 〔 決算 〕	令和6年度 〔 決算 〕	令和7年度 決算 〔 見 込 〕	令和8年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	3,400	5,100	8,300	5,800	4,000	9,500
	うち資本費平準化債	400	2,400	2,300	700	300	900
	2. 他 会 計 出 資 金						
	3. 他 会 計 補 助 金						
	4. 他 会 計 負 担 金						
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国（都道府県）補助金	756	654	2,208	1,732	588	6,174
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
	8. 工 事 負 担 金	195	575	760	945	370	1,850
	9. そ の 他						
	計 (A)	4,351	6,329	11,268	8,477	4,958	17,524
	(A)のうち翌年度へ繰り越 される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	4,351	6,329	11,268	8,477	4,958	17,524
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	1,485	3,751	9,251	7,722	4,930
うち職員給与費							
2. 企 業 債 償 還 金		7,020	5,864	6,080	3,471	2,504	3,530
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金							
4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他							
計 (D)	8,505	9,615	15,331	11,193	7,434	20,030	
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C) (E)		4,154	3,286	4,063	2,716	2,476	2,506
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	2,572	1,664	1,483	1,689	2,115	1,735
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他	1,582	1,622	2,580	1,027	361	771
計 (F)	4,154	3,286	4,063	2,716	2,476	2,506	
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)		25,970	25,206	27,426	29,755	31,251	37,221

○他会計繰入金

年 度 区 分		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
		令和3年度 〔 決算 〕	令和4年度 〔 決算 〕	令和5年度 〔 決算 〕	令和6年度 〔 決算 〕	令和7年度 決算 〔 見 込 〕	令和8年度
収益的収支分		5,146	6,692	7,500	7,200	7,100	7,567
	うち基準内繰入金	4,045	4,043	4,817	3,346	1,944	2,204
	うち基準外繰入金	1,101	2,649	2,683	3,854	5,156	5,363
資本的収支分							
	うち基準内繰入金						
	うち基準外繰入金						
合 計		5,146	6,692	7,500	7,200	7,100	7,567

収支シミュレーション 別紙⑨

(単位：千円)

区 分		年 度		2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度		
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	9,900	10,200	10,700	10,900	11,300	11,600		
	うち資本費平準化債	1,300	1,600	2,100	2,300	2,700	3,000		
	2. 他 会 計 出 資 金								
	3. 他 会 計 補 助 金								
	4. 他 会 計 負 担 金								
	5. 他 会 計 借 入 金								
	6. 国（都道府県）補助金	6,174	6,174	6,174	6,174	6,174	6,174	6,174	6,174
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金								
	8. 工 事 負 担 金	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650
	9. そ の 他								
	計 (A)	17,724	18,024	18,524	18,724	19,124	19,424		
	(A)のうち翌年度へ繰り越 される支出の財源充当額 (B)								
	純計 (A)-(B) (C)	17,724	18,024	18,524	18,724	19,124	19,424		
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500
うち職員給与費									
2. 企 業 債 償 還 金		4,234	4,723	5,688	6,121	6,882	7,548		
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金									
4. 他 会 計 へ の 支 出 金									
5. そ の 他									
計 (D)	20,734	21,223	22,188	22,621	23,382	24,048			
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C) (E)		3,010	3,199	3,664	3,897	4,258	4,624		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	2,221	2,410	2,875	3,108	3,469	3,835		
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額								
	3. 繰 越 工 事 資 金								
	4. そ の 他	789	789	789	789	789	789	789	789
計 (F)	3,010	3,199	3,664	3,897	4,258	4,624			
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)									
企 業 債 残 高 (H)		42,887	48,364	53,376	58,155	62,573	66,625		

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度		2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度		
収益的収支分		5,887	5,950	6,354	6,729	7,194	6,379		
	うち基準内繰入金	2,492	2,733	3,043	3,316	3,676	4,019		
	うち基準外繰入金	3,395	3,217	3,311	3,413	3,518	2,360		
資本的収支分									
	うち基準内繰入金								
	うち基準外繰入金								
合 計		5,887	5,950	6,354	6,729	7,194	6,379		

## 原価計算表

特定地域生活排水処理事業

供用開始年月日 平成22年11月15日  
 処理区域内人口 324人(令和7年4月1日)  
 計算期間 令和9年4月～令和14年3月  
 (5年間)

### 収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
	千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)	3,390	4,662	/	4,662
受 託 工 事 収 益			/	0
そ の 他	10,966	10,565	/	10,565
合 計	14,356	15,227	0	15,227

### 支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)	
浄化槽費	人件費			0	
	給 料			0	
	諸 手 当			0	
	福 利 費			0	
	動 力 費			0	
	修 繕 費	458	805	/	805
	材 料 費			/	0
	薬 品 費			/	0
委 託 料	3,410	4,588	/	4,588	
そ の 他	758	1,074	/	1,074	
小 計	4,626	6,467	0	6,467	
一 般 管 理 費	人件費			0	
	給 料			0	
	諸 手 当			0	
	福 利 費			0	
	流域下水道管理運営費負担金			0	
委 託 料			/	0	
そ の 他	752	823	/	823	
小 計	752	823	0	823	
資 本 費	支 払 利 息	56	604	/	604
	減 価 償 却 費	1,689	2,448	/	2,448
	企 業 債 取 扱 諸 費	0		/	0
小 計	1,745	3,052	3,052	0	
合 計 (Y)	7,123	10,342	3,052	7,290	

資 産 維 持 費 ( Z )	
使用料対象経費 ( Y ) + ( Z )	7,290

(X) / ((Y) + (Z)) \* 100 = 63.95%

#### ＜使用料水準についての説明＞

本市特定生活排水処理事業においては、使用料は令和6年度に使用料改定を実施したものの、他都市と比べても低い水準にあります。現在、使用料収入ですべての事業支出を賄うことが困難なことから、一般会計からの基準外の繰入を受けることで財政を維持している状況にあるので、このような状況を改善し、適正な財政収支構造とするよう改善していくことが必要となっています。この経営戦略の中では、令和6年度に実施した使用料改定に続き、10、14年度にそれぞれ15%の使用料改定を段階的に行うことを想定しており、令和14年度には国土交通省が示す基準使用料単価を150円/m<sup>3</sup>に達する見通しです。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

## \*1 公共下水道事業

「公共下水道事業」とは、市街地の下水(雨水と汚水)を収集排除する施設を有し、施設及び管理などは原則として市町村が行い、事業を運営しているものです。

なお、本市は公共下水道のほか、汚水処理のための事業として、**農業集落排水事業(\*2)**と**特定地域生活排水処理事業(\*3)**を運営しています。

## \*2 農業集落排水事業

「農業集落排水事業」とは、農業集落排水処理施設により、農業用水路への生活排水の流出を防ぐことで、農村環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するために整備し、事業を運営しているものです。また、汚水処理の過程で生じる汚泥を、肥料化して農地へ還元するなど、農業基盤と一体的な汚水処理施設を有します。

## \*3 特定地域生活排水処理事業【市設置型合併処理浄化槽】

「特定地域生活排水処理事業」とは、特定の地域においてし尿等の適正な処理を図り、生活環境の改善及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的とし、市が合併処理浄化槽の設置及び維持管理を実施するために処理区域を設定し、事業を運営しているものです。

合併処理浄化槽は、トイレの排水しか処理しない「単独処理浄化槽」に対し、家庭から出る全ての生活排水を処理するようになっています。

## \*4 法適(全部適用・一部適用)非適の区分

地方公共団体の経営する**地方公営企業(\*5)**の組織、財務(会計方式)、従事する職員の身分などについて定めた法律「**地方公営企業法(\*6)**」を、その事業に適用しているかどうかの区分です。総務省では、地方団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することを推進しています。

## \*5 地方公営企業

「地方公営企業」とは、地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業のことをいいます。上・下水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道、地域開発(港湾、宅地造成等)、観光(国民宿舎、有料道路等)があります。

一般行政では事務に要する経費が税によって賄われるのに対し、地方公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持されるという違いがあります。

## \*6 地方公営企業法

「地方公営企業法」では、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準が定められています。

## \*7 処理区、処理区域内人口密度

「処理区(域)」とは、下水道が整備され、トイレの汚水や台所・ふろ場などの生活排水を**終末処理場(\*8)**で処理できるようになった区域のことで、処理区域内人口とはその区域の人口のことを指します。処理区域内人口密度は、処理区域内面積1ha(100m×100m)あたりの処理区域内人口を表し、その下水道事業の経営効率を示す指標です。

## \*8 終末処理場

「終末処理場」とは、下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域または海域に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設(補完施設を含む)のことをいいます。「浄化センター」、「水質管理センター」、「処理場」、「下水処理場」などの呼び方があります。

## \*9 流域下水道への接続の有無

「流域下水道」とは、原則として都道府県が主体となって行うもので、2つ以上の市町村の区域から発生する下水を、それぞれの市町村が整備する公共下水道(これを「流域関連公共下水道」といいます。)を通じて処理するものです。市町村の行政区域を越えて設置される幹線**管渠(\*10)**及び**中継ポンプ場(\*11)**と、これを処理するための終末処理場からなっています。

## \*10 管渠(管きょ)

「管渠」とは、水路の総称で、給水・排水を目的として作られる水路全体を指します。管渠は大別して、地上部に造られた蓋などで覆われていない水路である明渠(めいきょ)と、地中に埋設された水路である暗渠(あんきょ)があります。

## \*11 中継ポンプ場

「中継ポンプ場」とは、上流から流れてきた汚水を終末処理場へ送水するための下水道施設で、下水管は管渠の勾配を利用して下水を運ぶのが基本的な仕組みのため、管渠の距離が長くなると、下水管の埋設位置が深くなり維持管理が難しくなるため、ところどころに中継ポンプ場を設けて、下水を汲み上げては勾配を使って流せるようにして、浅い埋設位置でも円滑に流れるようになっています。

## \*12 広域化・共同化・最適化実施状況

「広域化」とは、「一部事務組合」(市町村等の複数の自治体が特定の目的で設立した団体のことを言います。)が、一部事務組合を構成する各自治体の下水道事業を事業統合したり、流域下水道への接続を行う場合を指します。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設を建設したり、広域化・共同化を推進するための計画に基づいて行う施設の整備をしたり、たとえば料金徴収等の事務の一部を共同して一部事務組合で管理・執行する場合を指します。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の各種処理施設のうちから、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指します。

## \*13 一般家庭用使用料体系の概要・考え方

「基本使用料」とは、各使用者が水使用の有無にかかわらず負担する料金です。基本使用料には、**基本水量(\*14)**を設ける方式と、設けない方式があり、本市は後者の方式となっています。本市の基本使用料では、下水道の使用にかかわらず発生する経費(**企業債(\*15)**の利息や、**減価償却費(\*16)**など)を基本使用料でいただいています。

「従量使用料」とは、使用水量に応じて負担する料金で、使用水量に単価を乗じて計算されます。

「二部使用料制」とは、基本使用料と従量使用料とを組み合わせた料金制度のことをいいます。これに対し、一部使用料制とは、基本使用料がなく定額使用料または使用水量に応じ算定される従量使用料の、いずれかを採用した料金制度です。

## \*14 基本水量

「基本水量」とは、お支払いいただく基本料金の中で、一定量までご使用いただける水量のことをいいます。

## \*15 企業債

「企業債」とは、その事業のために使われる資産(下水道事業でいえば、管渠、中継ポンプ場、終末処理場など)を建設するための資金として、国や金融機関等から長期に借り入れる資金のことをいいます。国が示した条件により、建設資金以外の目的で使われることもあります。

企業債を発行して資金を借りる際、①全額返し終わる期間(償還期間)、据置期間(返済を行わず利息のみを支払う期間)、利率(年あたりの利息の率)、といった借入条件が定められ、元金償還額と利息支払額が決まります。企業債を発行すると、これらの条件にしたがって毎年度定められた金額で借入額を返済(元金の償還)し、利息を支払っていく義務が生じます。

主な償還方式には、元金と利息の和が一定となる「元利均等」方式と一定の元金を支払い続ける「元金均等」方式があります。

## \*16 減価償却費

「減価償却費」とは、下水道施設の取得にかかった支出全額をその年の費用とせず、法に定められた耐用年数をもってその**耐用年数(\*17)**内の各年度に金額を割り当て、その年度の費用として計上することをいいます。

**\*17 耐用年数**

「耐用年数」とは、通常の維持管理を行って、本来の用途・用法でその資産の効用が持続する期間のことをいい、地方公営企業の場合は地方公営企業法施行規則で定められています。減価償却は、この耐用年数で計算します。

**\*18 条例上の使用料**

ここに掲げた「条例上の使用料」は、条例に定められた基本使用料と従量使用料をもって算定した、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料です。

**\*19 実質的な使用料**

「実質的な使用料」とは、各年度の決算における総使用料収入の合計を、その年度の**有収水量**(\*20)の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)です。

**\*20 有収水量**

「有収水量」とは、使用料徴収の対象となった、下水道に流した汚水の量のことです。

**\*21 損益勘定職員**

「損益勘定職員」とは、施設の建設・改良以外の公共下水道事業の運営にかかわる業務(下水道処理、施設維持管理、人事・経理・庶務、使用料収納管理など)に従事する職員のことを指します。

**\*22 資本勘定職員**

「資本勘定職員」とは、下水道施設の建設・改良にかかわる職員のことを指します。

**\*23 包括的民間委託**

「包括的民間委託」とは、受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託することをいいます。

**\*24 指定管理者制度**

「指定管理者制度」とは、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とした制度で、官民連携の手法の一つです。

**\*25 PPP・PFI**

「PPP」とは、Public Private Partnership(パブリック・プライベート・パートナーシップ)の略で、「官民連携」「官民協働」のことを指します。

そのうち、「PFI」はPrivate Finance Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の略で、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法です。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI手法で実施します。

**\*26 エネルギー利用**

「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指します。

**\*27 バイオマス発電設備**

「バイオマス発電設備」とは、再生可能な生物資源(バイオマス)を原料として発電を行う技術のことです。本市の公共下水道事業では、伊勢崎浄化センターに設置されている密閉した消化槽に有機物を含む下水の汚泥を入れ、微生物の作用で汚泥中の有機物を液化・ガス化して減少させます。ここで発生したガスを燃料として、ガスエンジン発電機を動かして発電する方式としています。

**\*28 土地・施設等利用**

「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)を指します。

**\*29 行政区域内人口**

「行政区域内人口」とは、住民基本台帳に記載されている人数に、外国人登録人口を加算したものを指します。

**\*30 伊勢崎市人口ビジョン**

「伊勢崎市人口ビジョン」とは、令和2年国勢調査の本市の人口を基に、各種仮定値を国立社会保障・人口問題研究所(\*31)に準拠して設定し推計を行った、本市における人口の現状を分析して人口に関する認識を市民と共有するため、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すもの。

**\*31 国立社会保障・人口問題研究所**

「国立社会保障・人口問題研究所」とは、1996年に、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって誕生した組織で、厚生労働省に所属する国立の研究機関です。この組織は、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究

**\*32 スtockマネジメント計画**

「ストックマネジメント」とは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施して、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的とし、これをどのように進めるかを示したものが「ストックマネジメント計画」です。

**\*33 汚水処理人口普及率**

「汚水処理人口普及率」とは、行政区域内人口に対する、公共下水道事業や農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業を含む合併浄化槽等により、汚水処理施設を利用できる人口の比率です。

**\*34 経常収支比率**

「経常収支比率」とは、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄っているかを表す指標です。【 $\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$ 】

**\*35 経費回収率**

「経費回収率」とは、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄っているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することができます。【 $\text{使用料収入} \div \text{汚水処理費} \times 100$ 】

**\*36 資本費平準化債**

「資本費平準化債」とは、下水道事業債の償還期間に生ずる元金償還金の額とその原資となる減価償還費の差額について企業債を起こすことで、資本費の負担を将来に繰り延べ世代間の公平を図ることができる制度です。

**\*37 一般会計繰入金**

「一般会計繰入金」とは、公営企業会計がその事業運営のために、一般会計(市税収入を主な財源として行政の基本的事業に使う会計のことをいいます)から、繰り入れる経費のことをいいます。

繰入金には、「**基準内繰入金**」(公営企業会計が負担すべき性格でない経費(雨水処理など使用料により賄うことがふさわしくない経費)は、国が設けた基準により一般会計が負担することになっています。これに対して、国の基準に基づき公費で賄うことが認められている範囲から外れた財源不足を補填するための繰入「**基準外繰入金**」があります。下水道事業の場合、基準外繰入金は下水道を利用しない市民の税金が投入されることから負担の公平に反するため、解消していく必要があります。

**\*38 職員数**

特定地域生活排水処理事業の業務は、上下水道局内で他事業と兼務して処理する体制としています。このため、**損益勘定職員(\*21)**、**資本勘定職員(\*22)**とも配置していません。

## 伊勢崎市下水道事業経営戦略の改定経過

本計画の改定にあたっては、以下の検討委員会を設置し、検討を行いました。

### ●委員会の開催

	検討内容	開催日
第1回	・委員への委嘱状交付、委員長及び副委員長の選任 ・現行の伊勢崎市公共下水道事業経営戦略、伊勢崎市農業集落排水事業経営戦略及び伊勢崎市特定地域生活排水処理事業経営戦略び令和6年度までの実績について	令和7年 8月29日
第2回	・基本情報、現状認識について ・投資、財政計画について	令和7年 12月19日
第3回	・投資、財政計画について	令和8年 3月6日
第4回	・パブリックコメント手続きの実施について	令和8年 4月28日
第5回	・パブリックコメント手続きの結果について	未定

### ●伊勢崎市下水道事業経営戦略等検討委員名簿（順不同、敬称略）

氏名	所属等	選出区分
熊倉 浩靖	高崎商科大学	学識経験を有する者
平川 隆一	前橋工科大学	学識経験を有する者
太田 晴久	(公社) 日本下水道協会	学識経験を有する者
木村 伸子	関東信越税理士会伊勢崎支部	関東信越税理士会伊勢崎支部の推薦を受ける者
飯島 克也	伊勢崎市区長会	伊勢崎市区長会の推薦を受ける
萩原 葉子	伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会	伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会の推薦を受ける者
岩瀬 英次	伊勢崎商工会議所	伊勢崎商工会議所の推薦を受ける者
江原 幸子	群馬伊勢崎商工会	群馬伊勢崎商工会の推薦を受ける者
中田 育代	—	公募

伊勢崎市下水道事業経営戦略

---

令和5(2023)年3月

令和8(2026)年9月改定(予定)

発行：伊勢崎市上下水道局総務課  
〒372-0818 群馬県伊勢崎市連取元町170番地3  
TEL 0270-30-1230(代表)